

平成 26 年度及び平成 27 年度に実施した 法科大学院認証評価に関する検証結果報告書

平成 29 年 3 月

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

はじめに

大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）では、評価の経験や評価を受けた法科大学院等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ることとしている。

機構は、平成 17 年 1 月に文部科学大臣が認証する評価機関（以下「認証評価機関」という。）となって以降、平成 17 年度及び平成 18 年度実施の法科大学院認証評価（予備評価）において、評価の終了後、評価対象校及び機構側の評価担当者（以下「評価担当者」という。）へのアンケートを実施し、その結果等をもとに評価の有効性、適切性について検証を行った。なお、予備評価とは、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3 年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて実施するもので、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために行うものである。

その結果から、評価内容・方法等の改善・充実すべき点を把握して、平成 19 年度実施の認証評価（本評価及び予備評価）に反映させた。同様に平成 19 年度から平成 25 年度実施の認証評価においても評価終了後、アンケート調査を実施し、検証を行いそれぞれ翌年度実施の認証評価に改善点等を反映させてきている。これらの検証結果は年度ごとに「法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」としてまとめて機構のウェブサイト等で公開している。

平成 27 年度実施の法科大学院認証評価においても、これまでと同様にアンケート調査を実施して評価の有効性・適切性について検証を行い、報告書を作成しなかった平成 26 年度実施分のアンケート調査結果を合算して、ここに平成 26 年度及び平成 27 年度実施の認証評価（4 法科大学院）に関する検証結果を取りまとめた。

目 次

はじめに

I 機構が実施した法科大学院認証評価の概要	1
-----------------------	---

II 平成 26 年度及び平成 27 年度実施の認証評価に関する検証

1. 検証の実施方法	6
------------	---

2. 項目別の検証

(1) 基準及び解釈指針について	9
(2) 説明会・研修会について	10
(3) 自己評価書について	11
(4) 書面調査・訪問調査について	12
(5) 評価結果（評価報告書）について	14
(6) 評価の効果・影響について	16
(7) 評価の作業量等について	17
(8) 前回の認証評価を受けた効果・影響及び認証評価プロセスの 改善について	19
(9) 評価についての全般的な意見・感想について	21

3. 対象校の取組

(1) 認証評価結果を受けた対象校の改善取組例	22
(2) アンケートで寄せられた意見	23

参考資料

1 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答） 【対象校】	26
2 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答） 【評価担当者】	31
3 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述） 【対象校】	34

4	認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述） 【評価担当者】	40
5	認証評価に関する検証のためのアンケート【対象校】 （法科大学院用）	54
6	認証評価に関する検証のためのアンケート【評価担当者】 （法科大学院用）	78

I 機構が実施した法科大学院認証評価の概要

平成 26 年度及び平成 27 年度に実施した認証評価の検証結果をまとめるに当たって、まず機構が実施した法科大学院認証評価の概要について触れておく。

法科大学院を置く大学は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育活動等の状況について、5 年以内ごとに認証評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられている（学校教育法第 109 条第 3 項、学校教育法施行令第 40 条）。

機構は、この認証評価制度の下で、法科大学院の認証評価を行う「認証評価機関」として、平成 17 年 1 月、文部科学大臣から認証され、平成 17 年度より認証評価（予備評価）を開始し、平成 19 年度より認証評価（本評価）を実施してきた。（この予備評価とは、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3 年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて実施するもので、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために行うものである。）

1. 目的

法科大学院認証評価においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、以下のことを実施した。

- （1）法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- （2）当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- （3）法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

ただし、予備評価は、基準のすべてについての適合状態の評価ではないため、評価基準に適合しているか否かの認定は行わず、評価結果の社会への公表も行っていない。

2. 実施体制

評価を実施するに当たっては、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その

下に、具体的な評価を実施するため、評価部会を設置するほか、各評価部会間における横断的な事項の審議、評価部会が取りまとめる評価報告書原案の調整等を行うため、運営連絡会議を設置した。

また、対象法科大学院（以下「対象校」という。）の授業科目の内容と担当教員の教育研究業績の適合性について調査・分析等を実施するため、教員組織調査専門部会、及び評価結果（案）に対する対象校からの意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議を行う意見申立審査専門部会を設置した。

3. 方法・プロセス

方法及びプロセスの概要は、下記のとおりである。

（１）法科大学院における自己評価

対象校は、『自己評価実施要項』等に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成し、機構に提出した。

（２）機構における評価

機構における評価は、書面調査及び訪問調査により実施した。

- ① 書面調査：提出された自己評価書（関連資料・データ等を含む。以下同様。）について調査・分析を行い、対象校の教育活動等の状況が基準を満たしているかどうか判断を行う。また、法曹養成の基本理念や対象校の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を指摘事項として抽出する。
- ② 訪問調査：書面調査では確認することのできない内容等を中心として、対象校を訪問し現地調査を行う。
- ③ 評価結果の取りまとめ：書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加え、基準を満たしているかどうかの最終的な判断を行ったうえで評価結果（案）を作成し、意見の申立ての手続きを経て評価結果として取りまとめる。
- ④ 適格認定：評価の結果、各基準の判断結果を総合的に考慮し、評価基準に適合していると認める場合、対象校に適格認定を与える。

4. スケジュール

平成 26 年度実施

- （１）評価実施の前年度の平成 25 年 6 月に、国・公・私立大学の法科大学院関係者に対し、評価の基準や方法等について説明会を実施するとともに、当該法科大学院の自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修

を実施した。

- (2) 平成 25 年 8 月から 9 月にかけて申請を受け付け、平成 26 年度には以下の 3 法科大学院の評価を実施することとなった。

○ 国立大学（3 法科大学院）

- ・ 筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻
- ・ 信州大学大学院法曹法務研究科法曹法務専攻
- ・ 静岡大学大学院法務研究科法務専攻

- (3) 平成 26 年 6 月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施した。

- (4) 平成 26 年 6 月末に、対象校から自己評価書が提出された。

- (5) 対象校からの自己評価書提出後の評価作業スケジュールは次のとおりであった。

26 年 7 月	書面調査の実施
8 月	教員組織調査専門部会 ・ 授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査
9 月	評価部会 ・ 基準ごとの判断の検討、書面調査による分析結果の整理 運営連絡会議 ・ 書面調査による分析結果の審議・決定
10～12 月	訪問調査の実施
12 月	評価部会 ・ 評価報告書原案の作成
26 年 1 月	運営連絡会議、評価委員会 ・ 評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3 月	意見申立審査専門部会 ・ 適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議 運営連絡会議、評価委員会 ・ 評価結果の確定

平成 27 年度実施

- (1) 評価実施の前年度の平成 26 年 6 月に、申請を予定している法科大学院関係者に対

し、評価の基準や方法等について説明会を実施するとともに、当該法科大学院の自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施した。

(2) 平成 26 年 8 月から 9 月にかけて申請を受け付け、平成 27 年度には以下の 1 法科大学院の評価を実施することとなった。

○ 国立大学（1 法科大学院）

・ 千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻

(3) 平成 27 年 6 月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施した。

(4) 平成 27 年 6 月末に、対象校から自己評価書が提出された。

(5) 対象校からの自己評価書提出後の評価作業スケジュールは次のとおりであった。

27 年 7 月	書面調査の実施
8 月	教員組織調査専門部会 ・ 授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査
9 月	評価部会 ・ 基準ごとの判断の検討 ・ 書面調査による分析結果の整理 運営連絡会議 ・ 書面調査による分析結果の審議・決定
10 月	訪問調査の実施
12 月	評価部会 ・ 評価報告書原案の作成
28 年 1 月	運営連絡会議、評価委員会 ・ 評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3 月	運営連絡会議、評価委員会 ・ 評価結果の確定

5. 評価結果

平成 26 年度に評価を実施した 3 法科大学院のうち、1 法科大学院が評価基準に適合しており、2 法科大学院が適合していないとする評価結果となった。

評価基準に適合している法科大学院（１法科大学院）

- ・ 筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻

評価基準に適合していない法科大学院（２法科大学院）

- ・ 信州大学大学院法曹法務研究科法曹法務専攻
- ・ 静岡大学大学院法務研究科法務専攻

平成 27 年度に評価を実施した「千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻」については、評価基準に適合しているとする評価結果となった。

機構はこの評価結果を平成 26 年度実施分は平成 27 年 3 月 26 日付で、平成 27 年度実施分は平成 28 年 3 月 24 日付で各対象機関及び設置者へ通知するとともに、機構のウェブサイトにより公表し、かつ文部科学大臣へ報告した。

※ 法科大学院評価基準要綱は機構ウェブサイトを参照のこと。

http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/houka/index.html

Ⅱ 平成 26 年度及び平成 27 年度実施の認証評価に関する検証

1. 検証の実施方法

(1) アンケート調査の実施

平成 26 年度及び平成 27 年度実施の認証評価の対象校及び評価担当者に対し、記名選択式回答（5 段階・2 段階）及び自由記述からなるアンケート調査を実施した。評価担当者について、本報告書では評価部会に所属していた委員の回答のみを用いて検証を行った。

アンケート調査項目は次のとおりである。

〔対象校〕

1. 基準及び解釈指針について
2. 評価の方法及び内容について
 - (1) 自己評価について
 - (2) 訪問調査等について
 - (3) 意見の申立てについて
3. 評価の作業量、スケジュール等について
 - (1) 評価に費やした作業量について
 - (2) 機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて
 - (3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて
 - (4) 評価のスケジュールについて
4. 説明会・研修会等について
5. 評価結果（評価報告書）について
 - (1) 評価報告書の内容等について
 - (2) 自己評価書及び評価報告書の公表について
 - (3) 評価結果に関するマスメディア等の報道について
6. 評価を受けたことによる効果・影響について
 - (1) 自己評価を行ったことによる効果・影響について
 - (2) 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響について
7. 評価結果の活用について
8. 評価の実施体制について
9. 前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について
10. 前回と比較した当機構の認証評価プロセスについて
11. その他

〔評価担当者〕

1. 基準及び解釈指針について
2. 評価の方法及び内容・結果について
 - (1) 自己評価書について
 - (2) 書面調査について
 - (3) 訪問調査について
 - (4) 評価結果について
3. 研修について
4. 評価の作業量、スケジュール等について
 - (1) 評価に費やした作業量について
 - (2) 機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて
 - (3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて
 - (4) 評価作業にかかった時間数について
5. 評価部会等の運営について
6. 評価全般について
7. 前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について

(2) アンケート調査結果等の検証

対象校及び評価担当者に対するアンケート調査項目から、主要な項目を整理・分類し、項目別に分析を行った。その上で、評価実施過程において機構が把握した問題点等も踏まえ、評価の有効性、適切性を検証した。

分析項目は以下のとおりである。

- (1) 基準及び解釈指針について
- (2) 説明会・研修会について
- (3) 自己評価書について
- (4) 書面調査・訪問調査について
- (5) 評価結果（評価報告書）について
- (6) 評価の効果・影響について
- (7) 評価の作業量等について
- (8) 前回の認証評価を受けた効果・影響及び認証評価プロセスの改善について
- (9) 評価についての全般的な意見・感想について

なお、報告書の本文には、アンケート調査結果のうち主なものを掲載しており、参考資料にはすべての調査結果を掲載している。

※アンケート調査に係る補足事項

1. アンケート用紙配付日程

	平成 26 年度
対象校	平成 27 年 3 月 27 日
評価担当者	平成 26 年 12 月 25 日

	平成 27 年度
対象校	平成 28 年 3 月 24 日
評価担当者	平成 27 年 12 月 25 日

2. アンケートの回収状況

平成 26 年度

	回答数	回収率
対象校	3 校中 3 校	100%
評価担当者	16 名中 13 名	81%

平成 27 年度

	回答数	回収率
対象校	1 校中 1 校	100%
評価担当者	8 名中 5 名	63%

2. 項目別の検証

(1) 基準及び解釈指針について

基準及び解釈指針の構成や内容が、「法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった」か(機関1-①¹⁾ (評1-①)、「基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった」か(機関1-②) (評1-②)及び、「基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった」か(機関1-③) (評1-③)について、対象校及び評価者に質問した結果をそれぞれ図1(a)(b)に示す。

対象校においては75%、評価担当者においては80%前後が肯定的な回答(「強くそう思う」「そう思う」の合計、以下同じ)をしており、おおむね適切であったと考えられる。

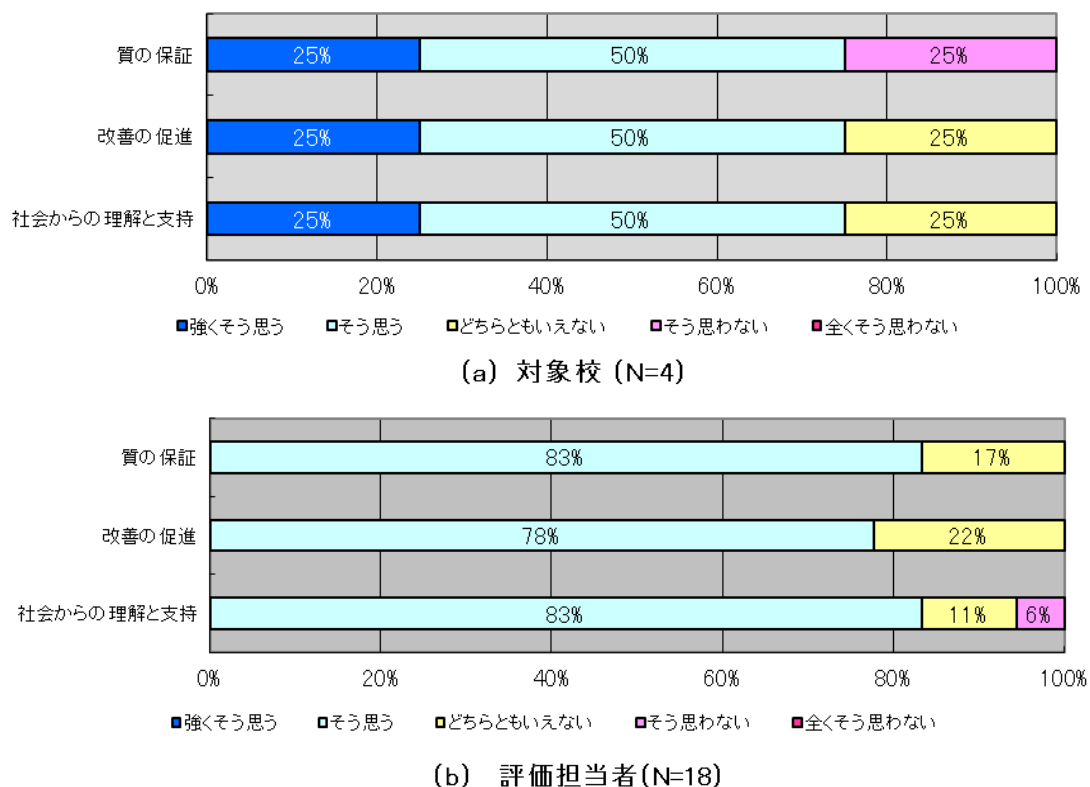


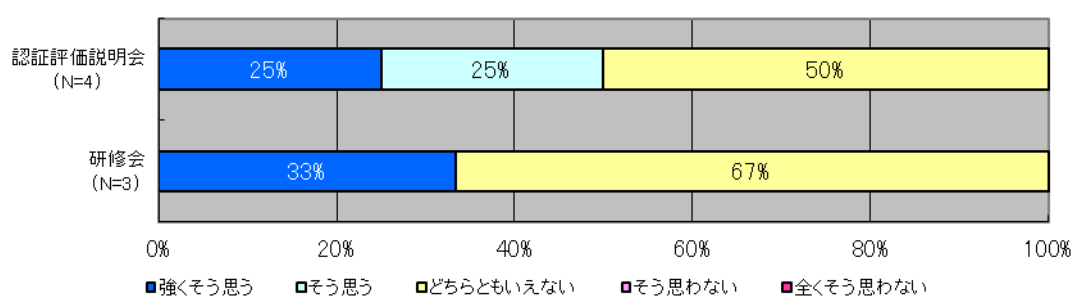
図1 評価の目的に対する基準・解釈指針の適切性

¹ 「機関〇—〇」：参考資料「認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果(選択式回答)【対象校】」における設問番号に対応。
「評〇—〇」：参考資料「認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果(選択式回答)【評価担当者】」における設問番号に対応。
回答率については、小数点以下四捨五入のため合計が100%にならないものもある。また、未回答は除いている。

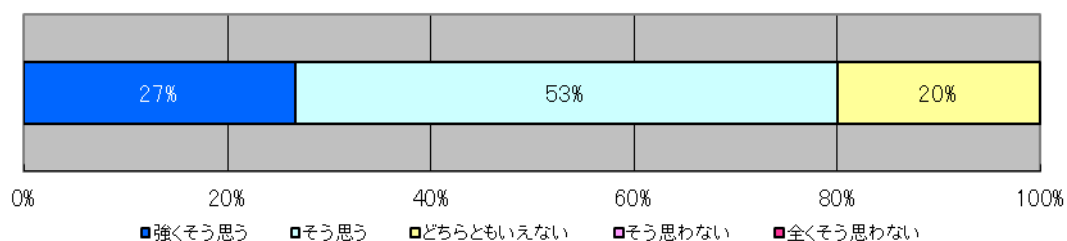
(2) 説明会・研修会について

対象校に対して行った「認証評価説明会の内容は役立った」か（機関4－③）、「自己評価担当者に対する説明会の内容は役立った」か（機関4－⑥）および評価担当者に対して行った「研修の内容は役立った」か（評3－③）について質問した結果をそれぞれ図2(a)(b)に示す。

対象校においては、どちらとも言えないという回答が見られるものの、否定的な回答はなく、評価担当者においては80%が肯定的となっており、研修の有効性がおおむね認められたと考えられる。



(a) 【対象校】 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会の有効性



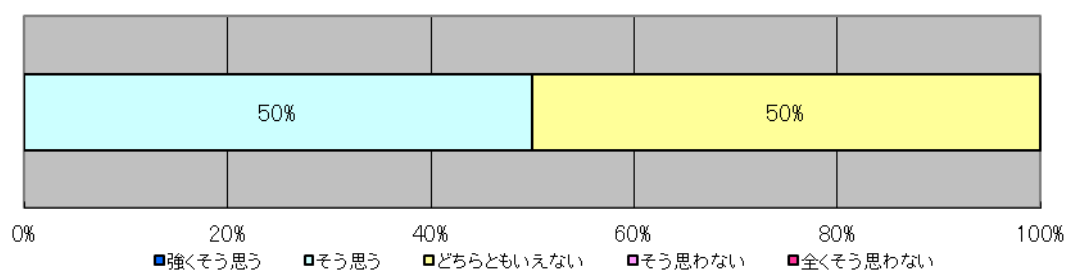
(b) 【評価担当者】 評価担当者に対する研修の有効性 (N=15)

図2 説明会・研修会の有効性

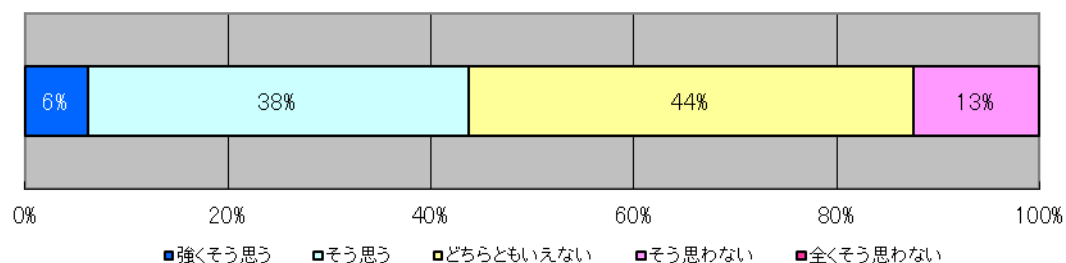
(3) 自己評価書について

対象校に対し「自己評価書の完成度は満足できるものであった」か（機関2－1－⑤）および評価担当者に対し、「対象校の自己評価書は理解しやすかった」か（評2－1－①）について質問した結果を図3（a）（b）に示す。

対象校においても評価担当者においても、肯定的な回答はおよそ50%程度となっており、両者の間に大きな差は見られない。しかし、評価担当者からの回答においては「そう思わない」という回答がみられる。自己評価書の出来が評価担当者の負担の程度を左右するということもあり、今後とも理解しやすい自己評価書の書き方について、説明会等で周知を行っていく必要はあると考えられる。



(a) 【対象校】 自己評価書の完成度に対する満足度 (N=4)



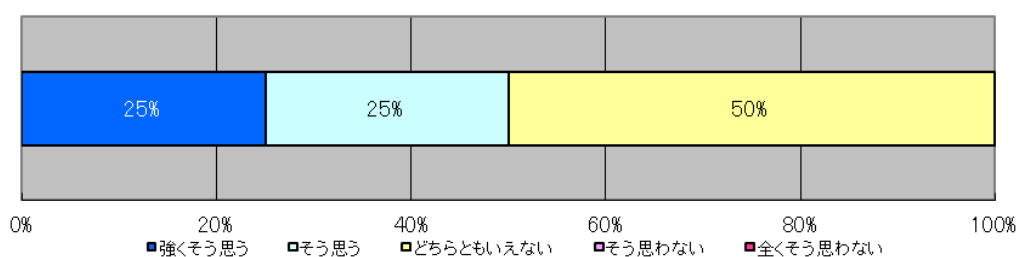
(b) 【評価担当者】 対象校の自己評価書の理解のしやすさ (N=16)

図3 自己評価書の完成度と理解のしやすさ

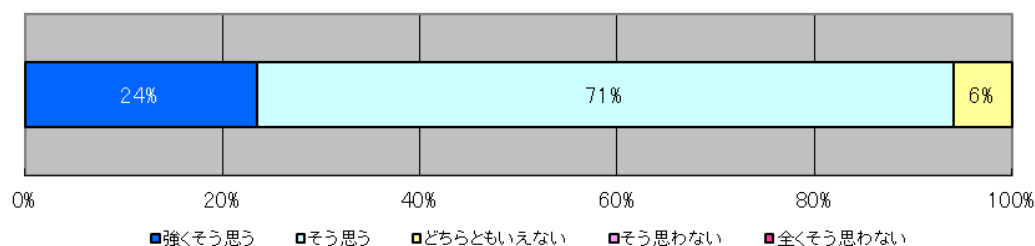
(4) 書面調査・訪問調査について

「『書面調査による分析状況』の内容は適切であった」か(機関2-2-①)及び「書面調査票等の様式は記入しやすかった」か(評2-2-①)について質問した結果を図4(a)(b)に示す。

対象校における「書面調査による分析状況」の適切性については、半数が肯定的な回答であり、残りの半数はどちらとも言えないという回答となった。一方、評価担当者における書面調査等の様式の適切性については95%近くの回答が肯定的となっており、様式については適切と考えられる。



(a) 【対象校】「書面調査による分析状況」の適切性 (N=4)



(b) 【評価担当者】書面調査等の様式の適切性 (N=17)

図4 書面調査等の適切性

対象校と評価担当者それぞれに「教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた」か(機関 2－3－⑥)(評 2－2－⑦)について質問した結果が図 5 (a) (b) である。

対象校・評価担当者ともに肯定的な回答は 50%となっている。しかし、後者においては否定的な回答が 20%弱みられる結果となっている。今後とも、訪問調査において両者が共通理解を得ることができるように、機構としても実施内容を工夫するなどの努力を行う必要がある。

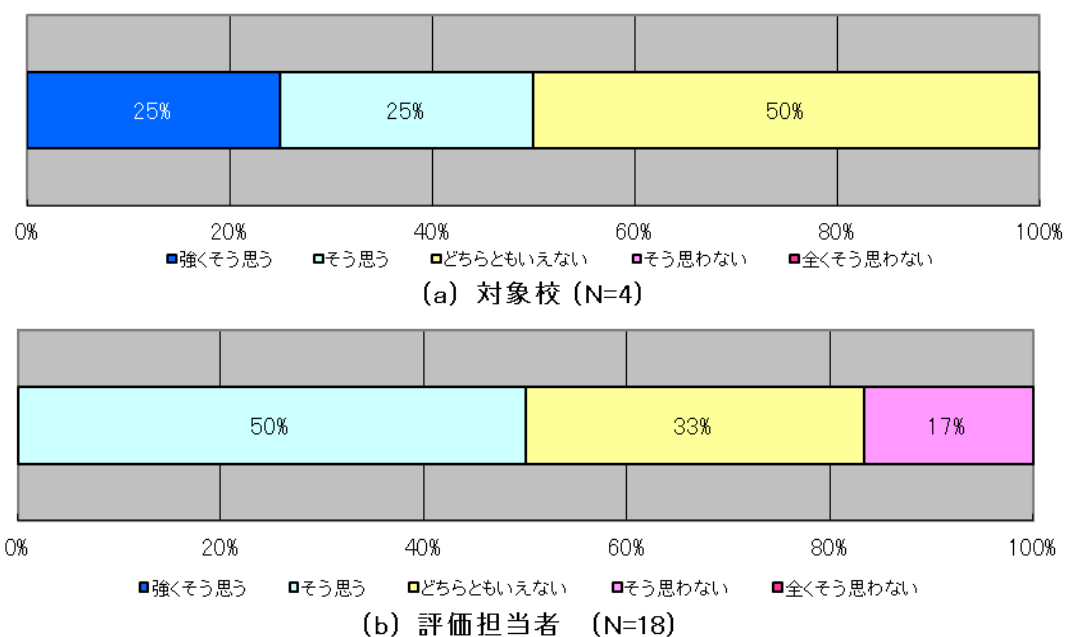


図 5 訪問調査時の意見交換の相互理解のための有効性

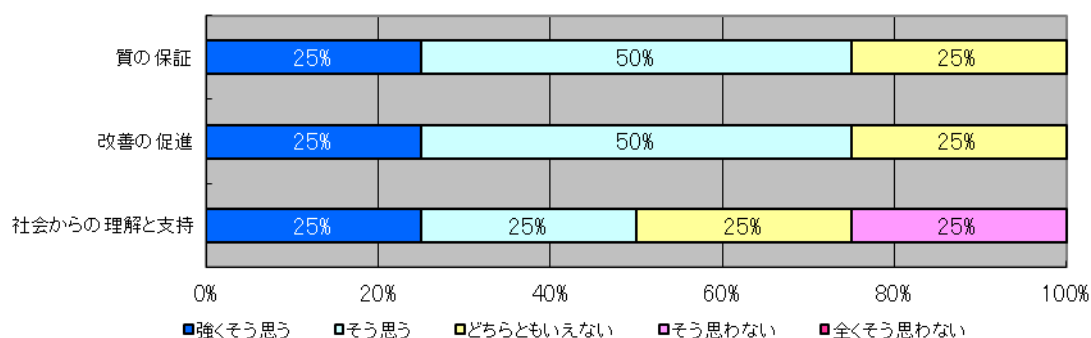
(5) 評価結果（評価報告書）について

評価報告書の内容について「質の保証をするために十分」であったか（機関5-1-①）、「教育改善活動等の改善に役立」ったか（機関5-1-②）、「社会からの理解と支持を得」られるものであったか（機関5-1-③）について質問した結果を図6(a)に示している。

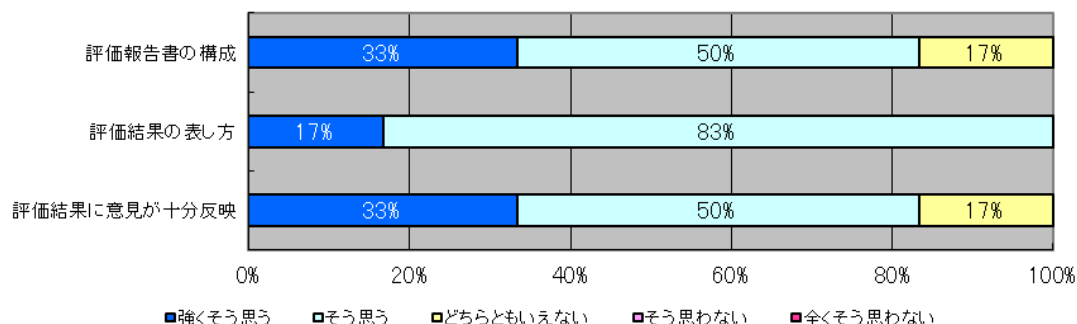
また、評価担当者に対し、評価報告書の構成（評5-4-④）、評価結果の表し方（評5-4-②）評価結果に意見が十分反映されたか（評5-4-①）について質問した結果を図6(b)に示している。

対象校における評価の目的に対する有効性については、質の保証と改善の促進については否定的な回答は見られなかったが、社会からの理解と支持については、一部否定的な回答があった。

評価担当者においては、否定的な回答が見られず、一部「どちらとも言えない」という回答があったものの、おおむね肯定的な回答で占められており、評価結果の妥当性については総じておおむね適切と思われる。



(a) 【対象校】 評価の目的に対する有効性(評価報告書の内容) (N=4)

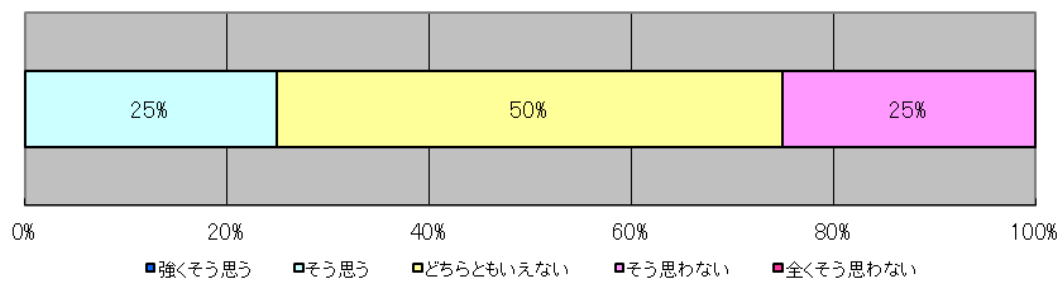


(b) 【評価担当者】 評価結果の妥当性 (N=6)

図6 評価結果(評価報告書)の有効性・妥当性

評価結果について「マスメディア等から適切な報道がなされた」か（機関5－3－①）について対象校へ質問した結果が図7である。

肯定的な回答が少ない結果となっており、今後とも認証評価の社会への浸透を図るための努力を行っていく必要がある。



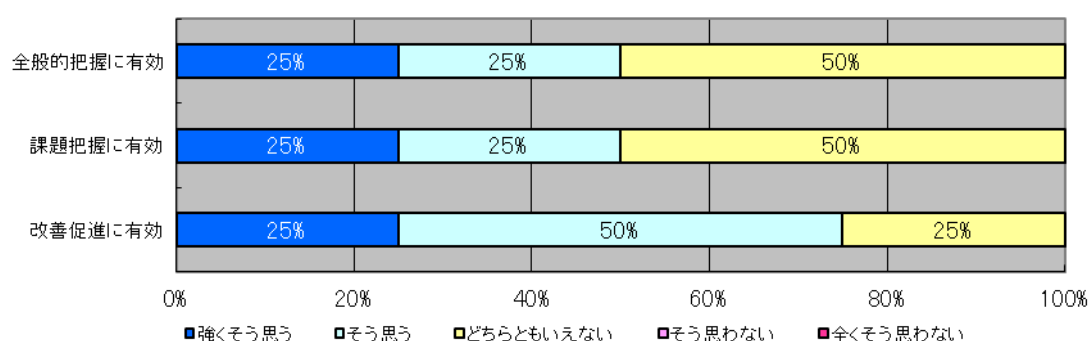
【対象校】 評価結果に関するマスメディア 報道の 適切性 (N=4)

図7 マスメディア報道の適切性

(6) 評価の効果・影響について

対象校が評価を受けたことによる効果・影響について、対象校の教育研究活動等について、「全般的に把握する」ために有効か（機関6-2-①）、「今後の課題を把握する」のに有効か（機関6-2-②）及び「改善を促進する」のに有効か（機関6-2-⑤）を質問した結果を表したものが図8である。

どちらとも言えないという回答が見られるものの、否定的な回答はなく、特に「改善促進」については80%近くの回答が肯定的となっており、効果・影響についてはおおむね良い結果となったと考えられる。

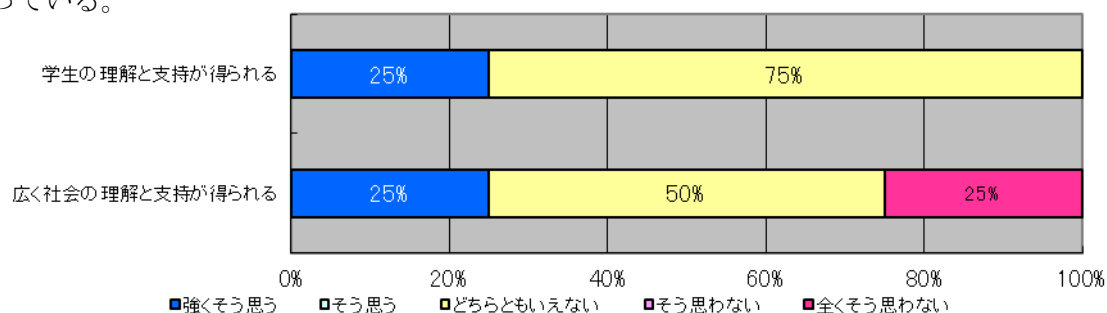


【対象校】 機構の評価を受けたことによる効果・影響(教育研究活動等) (N=4)

図8 評価の効果・影響について(教育研究活動等)

図9については同じく対象校に対して、評価を受けた結果「学生の理解と支持が得られ」たか(機関6-2-⑬)及び「広く社会の理解と支持が得られ」たか(機関6-2-⑭)について質問した結果である。

肯定的な回答もあるものの、どちらとも言えないという回答が多く、否定的な回答も見られる。教育研究活動等に比較すれば効果・影響は少なく感じられているという結果となっている。



【対象校】 機構の評価を受けたことによる効果・影響(学生・社会からの支持) (N=4)

図9 評価の効果・影響について(学生・社会からの支持)

自己評価の実施及び機構の評価結果を踏まえた改善・向上への取組は、各対象校で着実に行われている。(具体的な改善事例は「3 (1) 認証評価結果を受けた対象校の改善取組例」に挙げる。)

(7) 評価の作業量等について

評価に費やした対象校の作業量の大きさについて、「自己評価書の作成」（機関 3－1－①）「訪問調査当日の対応」（機関 3－1－④）「意見の申立て」（3－1－⑤）の点について質問した結果を図 10(a)に、評価担当者の作業量の大きさについて「書面調査」（評 4－1－①）、「訪問調査」（評 4－1－②）、「評価結果（原案）の作成」（評 4－1－③）の点について質問した結果を図 10(b)に表した。

対象校においては、自己評価書の作成と訪問調査当日の対応について、半数以上が作業量が大きいという回答となっている。一方、評価担当者においても、書面調査において半数以上が作業量が大きいという回答となっている。他の項目については半数が適量と回答されているものの、大きいという回答は少なくない。対象校及び評価担当者の評価作業の負担軽減については、引き続き検討を続ける必要がある。

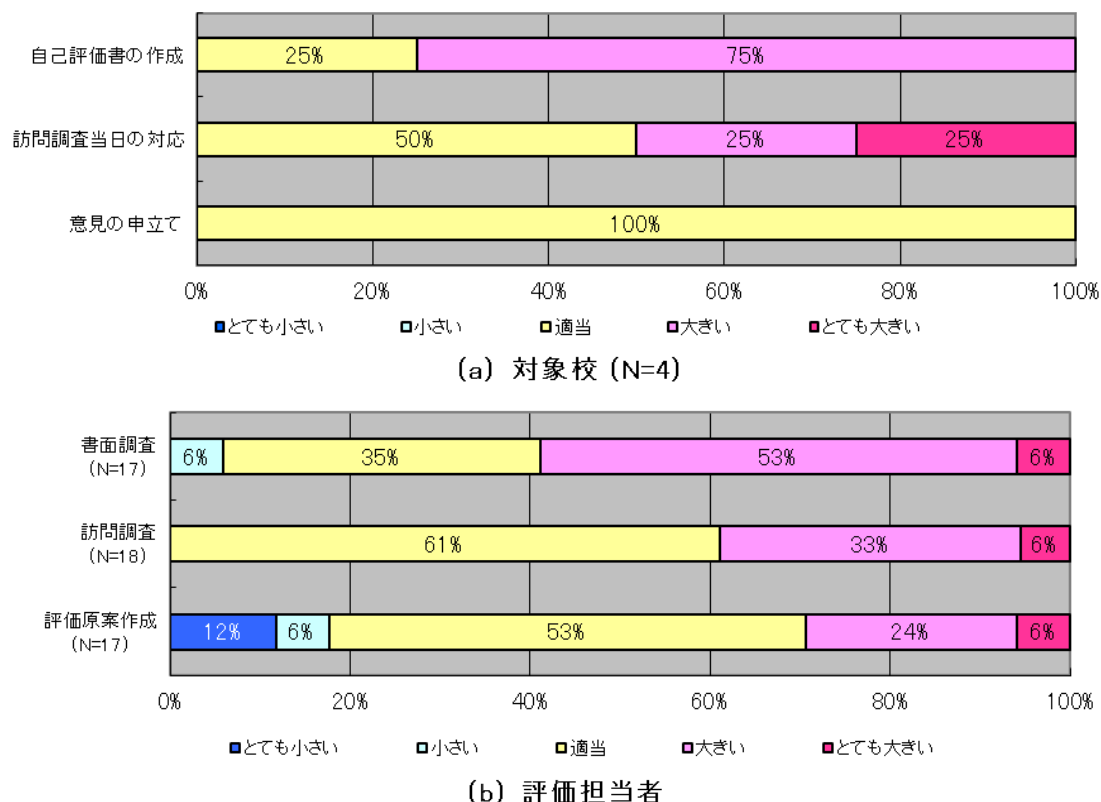
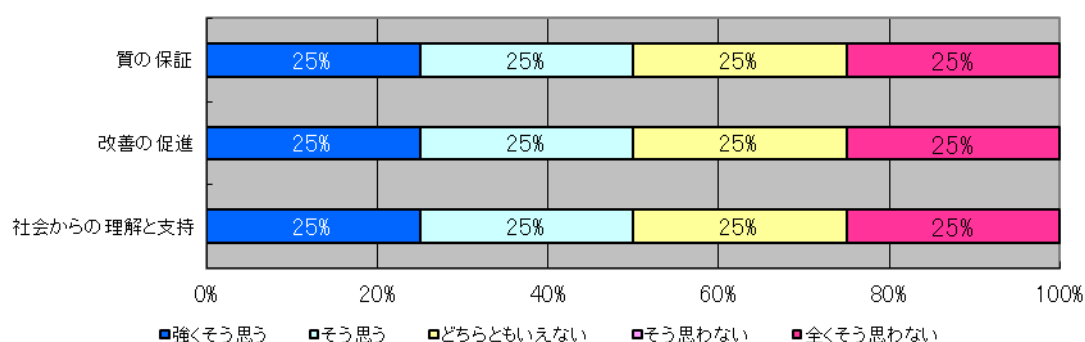


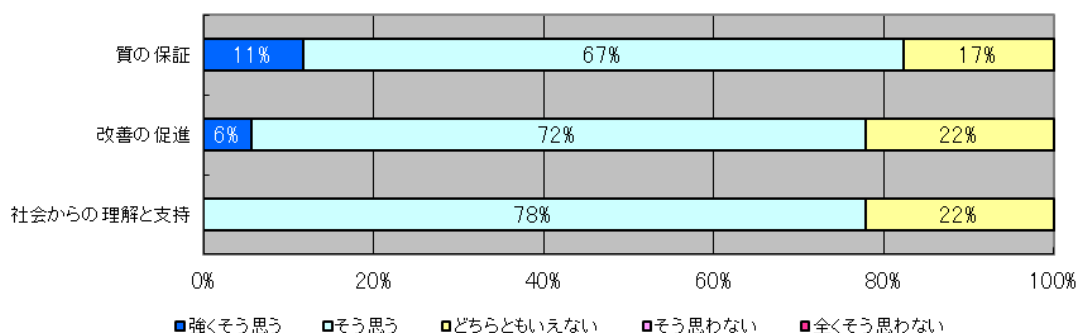
図 10 評価の作業量

以下については、評価の目的に対する有効性について、対象校及び評価担当者における評価作業に費やした労力は、「質の保証」（機関３－３－①）（評４－３－①）「改善の促進」（機関３－３－②）（評４－３－②）「社会からの理解と支持」（機関３－３－③）（評４－３－③）という評価の目的に照らして見合うものであったかについてそれぞれ質問した結果を図 11(a) (b)にまとめたものである。

評価担当者においては約 80%が肯定的な回答をしており、評価作業に費やした労力は評価の目的に照らしておおむね見合うものであったと考えているが、対象校については意見が分かれた結果となっている。評価作業の負担が大きすぎるということも考えられ、負担軽減については引き続き取り組むべき課題である。



(a) 対象校 (N=4)

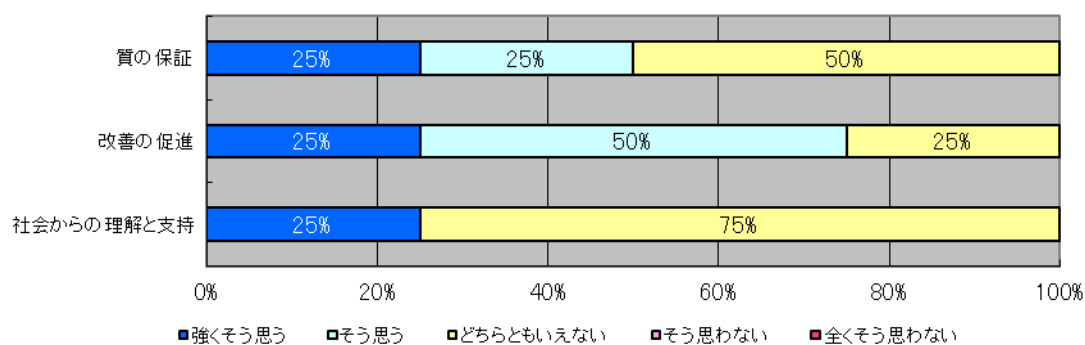


(b) 評価担当者 (N=18)

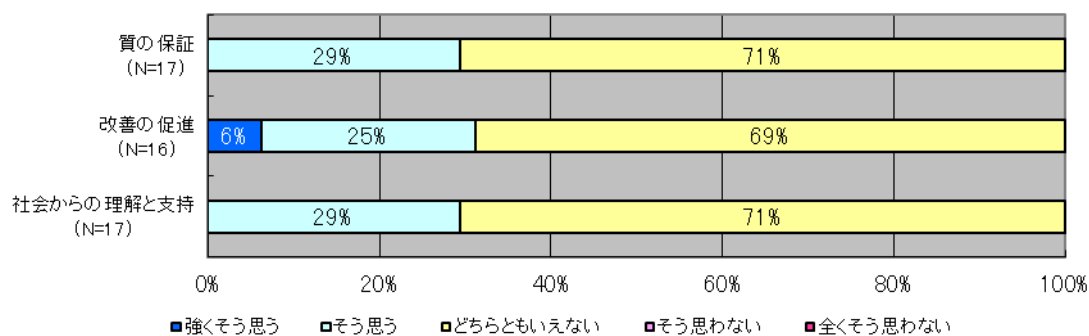
図 11 評価の目的の有効性

(8) 前回の認証評価を受けた効果・影響及び認証評価プロセスの改善について

前回の評価を受けたことによる効果・影響について、対象校及び評価担当者に対し教育研究活動等の「質の保証」(機関3-①)(評7-①)「改善の促進」(機関9-②)(評7-②)「社会からの理解と支持」(機関9-③)(評7-③)についてそれぞれ質問した結果をまとめたものが図12(a)(b)である。



(a) 【対象校】 前回の認証評価を受けたことによる効果・影響 (N=4)



(b) 【評価担当者】 前回の認証評価を実施したことによる効果・影響

図12 前回評価の効果・影響

前回と比較した当機構の認証評価プロセスの改善について「評価基準及び観点の構成や内容は適切なものとなった」か(機関 10-①)、「評価結果を受けたことによる効果・影響はより大きなものとなった」か(機関 10-②)、「評価に費やした作業量及び作業期間はより適当なものとなった」か(機関 10-③)について対象校に質問した結果を図 13 に表した。

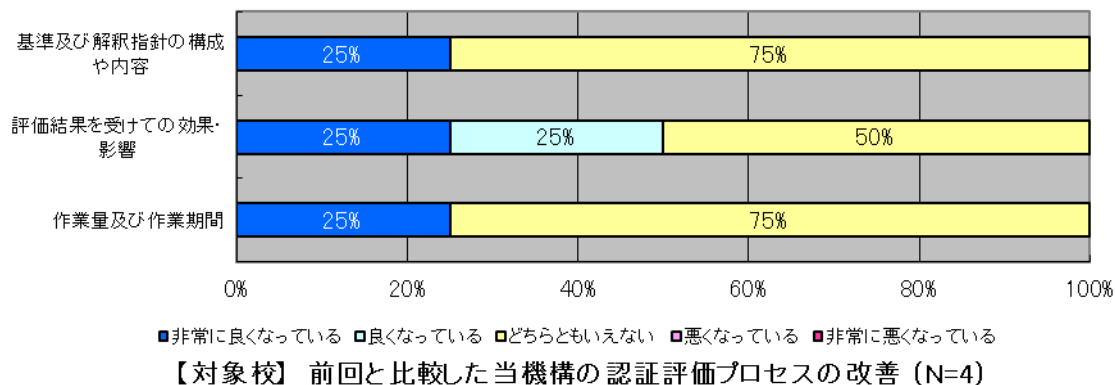


図 13 前回と比較した評価プロセスの改善

それぞれについて否定的な回答は見られていないものの、肯定的な回答も総じて多くはなく、どちらとも言えないがそれぞれ多いという結果となっている。引き続き、評価プロセスの改善については検討すべき課題である。

(9) 評価についての全般的な意見・感想について

(1)～(8)に挙げたもののほか、評価全般について、対象校及び評価担当者から、主に次のような意見・感想があった。

・対象校からの意見・感想について

評価機関として機構を選択した理由について、評価の継続性や機構の評価に対する信頼性及び公正性が挙げられた。

機構の評価を受けた感想としては、「課題を把握することができ、組織的に教育活動等の運営を行うことの重要性を再確認できた」等、総じて期待どおりであったとする感想が寄せられている。

・評価担当者からの意見・感想について

機構の評価に携わったことについて、貴重な経験ができた、有意義だった、勉強になった等の肯定的な感想が寄せられた一方で、認証評価の社会的認知度向上を望む意見や、評価の形骸化を危惧する意見が寄せられた。

3. 対象校の取組

(1) 認証評価結果を受けた対象校の改善取組例（代表的なものを抽出）

○成績評価に関連した事項（ガイドラインに沿った分布になっていない、一律満点になっている、レポートのみによる評価等）について、期末試験前の教授会において、指摘があった事項を報告するとともに、成績評価の方法について改善を求めた。非常勤講師については、個別に評価方法の改善を要請し、対応策について確認した。

○到達目標が組織的に設定されていないと指摘された点について、到達目標を学生便覧に明記した。

(2) アンケートで寄せられた意見（代表的なものを抽出）

【意見】

(対象校)

- 小規模校においては、法科大学院全体の業務における評価作業の割合はかなりのものとなっている。規模に見合った評価基準や手法が別途必要だと思う。

(評価担当者)

- 平成 26 年度から書面調査の方式が変わり、以前に比べて（部会長、副部会長は除く）、事務局のご負担が増したかと思うが、全体に調査が円滑に進み、負担感が少なくなったと感じられる。
- 研修の時間的な制約があるので難しいと思われるが、主に事務局から、過去の調査経験の反省を踏まえて、訪問調査における工夫などに関する具体的な話を伺う機会があれば、有益であろうと思われる。

参 考 資 料

参考資料 目次

1 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答） 【対象校】	26
2 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答） 【評価担当者】	31
3 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述） 【対象校】	34
4 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述） 【評価担当者】	40
5 認証評価に関する検証のためのアンケート【対象校】 （法科大学院用）	54
6 認証評価に関する検証のためのアンケート【評価担当者】 （法科大学院用）	78

※ なお、アンケートの自由記述については、原則、原文をそのまま掲載した。（ただし、具体の大学や個人等が明らかに特定されるものや、評価に直接関係ないと思われる記述については文章を改めている。）

平成26・27年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果(選択式回答)【対象校】

【法科大学院】

1. 基準及び解釈指針について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関1-	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象校の教育活動等の質を保証するために適切であった	1	2	0	1	0	4	3.75	0
		25%	50%	0%	25%	0%	100%		
機関1-	② 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象校の教育活動等の改善を促進するために適切であった	1	2	1	0	0	4	4.00	0
		25%	50%	25%	0%	0%	100%		
機関1-	③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象校の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	1	2	1	0	0	4	4.00	0
		25%	50%	25%	0%	0%	100%		
機関1-	④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	2	2	0	0	0	4	4.50	0
		50%	50%	0%	0%	0%	100%		

【2: ある 1: ない】

		2	1	計	平均	未回答
機関1-	⑤ 自己評価しにくい基準又は解釈指針があった	2	1	3	1.67	0
		67%	33%	100%		
機関1-	⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった	2	1	3	1.67	0
		67%	33%	100%		

2. 評価の方法及び内容について

(1) 自己評価について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関2-(1)	① 基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた	1	3	0	0	0	4	4.25	0
		25%	75%	0%	0%	0%	100%		
機関2-(1)	② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた	1	2	1	0	0	4	4.00	0
		25%	50%	25%	0%	0%	100%		

【2: 迷った 1: 迷っていない】

		2	1	計	平均	未回答
機関2-(1)	③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った	1	2	3	1.33	0
		33%	67%	100%		

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関2-(1)	④ 対象校の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書を作成することができた	0	2	2	0	0	4	3.50	0
		0%	50%	50%	0%	0%	100%		
機関2-(1)	⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった	0	2	2	0	0	4	3.50	0
		0%	50%	50%	0%	0%	100%		
機関2-(1)	⑥ 自己評価書には文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった	2	1	1	0	0	4	4.25	0
		50%	25%	25%	0%	0%	100%		

【2: 参考にした 1: 参考にしなかった】

		2	1	計	平均	未回答
機関2-(1)	⑦ 自己評価書の作成にあたって、すでに機構の認証評価を受けた他法科大学院の自己評価書を参考にした	3	1	4	1.75	0
		75%	25%	100%		

(2) 訪問調査等について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関2-(2)	① 訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関2-(2)	② 訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった	1	1	1	1	0	4	3.50	0
		25%	25%	25%	25%	0%	100%		
機関2-(2)	③ 訪問調査時に機構の評価担当者(事務担当者を除く。以下同様。)が質問した内容は適切であった	1	2	1	0	0	4	4.00	0
		25%	50%	25%	0%	0%	100%		
機関2-(2)	④ 訪問調査の実施内容として、法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生・卒業生等との面談を設けたことは適切であった	1	2	0	1	0	4	3.75	0
		25%	50%	0%	25%	0%	100%		
機関2-(2)	⑤ 訪問調査の実施内容(法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生・卒業生等との面談)の方法は適切であった	1	2	0	1	0	4	3.75	0
		25%	50%	0%	25%	0%	100%		
機関2-(2)	⑥ 訪問調査の実施内容(法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生・卒業生等との面談)に係る時間配分は適切であった	1	3	0	0	0	4	4.25	0
		25%	75%	0%	0%	0%	100%		
機関2-(2)	⑦ 訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関2-(2)	⑧ 訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		

機関2-(2)	⑨ 訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う	1	2	1	0	0	4	4.00	0
		25%	50%	25%	0%	0%	100%		

(3) 意見の申立てについて

【5: 強くそう思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関2-(3)	① 意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった	1	3	0	0	0	4	4.25	0
		25%	75%	0%	0%	0%	100%		
機関2-(3)	② 「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載するとしたことは適切であった	2	1	0	0	1	4	3.75	0
		50%	25%	0%	0%	25%	100%		
機関2-(3)	③ 対象校からの意見の申立てに対する機構の対応は適切であった	0	1	2	0	0	3	3.33	0
		0%	33%	67%	0%	0%	100%		

3. 評価の作業量、スケジュール等について

(1) 評価に費やした作業量について

【5: とても大きい～3: 適当～1: とても小さい】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関3-(1)	① 自己評価書の作成	0	3	1	0	0	4	3.75	0
		0%	75%	25%	0%	0%	100%		
機関3-(1)	② 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関3-(1)	③ 訪問調査のための事前準備	0	3	1	0	0	4	3.75	0
		0%	75%	25%	0%	0%	100%		
機関3-(1)	④ 訪問調査当日の対応	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関3-(1)	⑤ 意見の申立て	0	0	4	0	0	4	3.00	0
		0%	0%	100%	0%	0%	100%		

(2) 機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

【5: とても長い～3: 適当～1: とても短い】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関3-(2)	① 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	0	1	2	1	0	4	3.00	0
		0%	25%	50%	25%	0%	100%		
機関3-(2)	② 訪問調査のための事前準備	0	1	2	0	0	3	3.33	0
		0%	33%	67%	0%	0%	100%		
機関3-(2)	③ 訪問調査当日の対応	0	0	3	0	0	3	3.00	0
		0%	0%	100%	0%	0%	100%		
機関3-(2)	④ 意見の申立て	0	0	4	0	0	4	3.00	0
		0%	0%	100%	0%	0%	100%		

(3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

【5: 強くそう思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関3-(3)	① 評価作業に費やした労力は、対象校の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった	1	1	1	0	1	4	3.25	0
		25%	25%	25%	0%	25%	100%		
機関3-(3)	② 評価作業に費やした労力は、対象校の教育活動等の改善を進めるという目的に見合うものであった	1	1	1	0	1	4	3.25	0
		25%	25%	25%	0%	25%	100%		
機関3-(3)	③ 評価作業に費やした労力は、対象校の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	1	1	1	0	1	4	3.25	0
		25%	25%	25%	0%	25%	100%		

(4) 評価のスケジュールについて

【2: 適当 1: 適当でない】

		2	1	計	平均	未回答
機関3-(4)	① 自己評価書の提出時期(6月末)は適当であった	3	0	3	2.00	0
		100%	0%	100%		
機関3-(4)	② 訪問調査の実施時期(10月下旬～12月上旬)は適当であった	3	0	3	2.00	0
		100%	0%	100%		

4. 説明会・研修会等について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関4-	① 説明会の配付資料は理解しやすかった	1	2	1	0	0	4	4.00	0
		25%	50%	25%	0%	0%	100%		
機関4-	② 説明会の内容は理解しやすかった	1	2	1	0	0	4	4.00	0
		25%	50%	25%	0%	0%	100%		
機関4-	③ 説明会の内容は役立った	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関4-	④ 自己評価担当者等に対する研修会の配布資料は理解しやすかった	1	1	1	0	0	3	4.00	0
		33%	33%	33%	0%	0%	100%		
機関4-	⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった	1	1	1	0	0	3	4.00	0
		33%	33%	33%	0%	0%	100%		
機関4-	⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った	1	0	2	0	0	3	3.67	0
		33%	0%	67%	0%	0%	100%		
機関4-	⑦ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った	1	2	1	0	0	4	4.00	0
		25%	50%	25%	0%	0%	100%		
機関4-	⑧ 機構が行った訪問説明は役立った	1	0	0	0	0	1	5.00	0
		100%	0%	0%	0%	0%	100%		
機関4-	⑨ 説明会、研修会等における機構の事務担当者の対応(質問等に対する対応)は適切であった	2	2	0	0	0	4	4.50	0
		50%	50%	0%	0%	0%	100%		

5. 評価結果(評価報告書)について

(1) 評価報告書の内容等について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関5-(1)-	① 評価報告書の内容は、対象校の教育活動等の質の保証をするために十分なものであった	1	2	1	0	0	4	4.00	0
		25%	50%	25%	0%	0%	100%		
機関5-(1)-	② 評価報告書の内容は、対象校の教育活動等の改善に役立つものであった	1	2	1	0	0	4	4.00	0
		25%	50%	25%	0%	0%	100%		
機関5-(1)-	③ 評価報告書の内容は、対象校の教育活動等について社会の理解と支持を得られることを支援・促進するものであった	1	1	1	1	0	4	3.50	0
		25%	25%	25%	25%	0%	100%		
機関5-(1)-	④ 評価報告書の内容は、対象校の目的に照らし適切なものであった	1	0	3	0	0	4	3.50	0
		25%	0%	75%	0%	0%	100%		
機関5-(1)-	⑤ 評価報告書の内容は、対象校の実態に即したものであった	1	0	2	1	0	4	3.25	0
		25%	0%	50%	25%	0%	100%		
機関5-(1)-	⑥ 評価報告書の内容は、対象校の規模等(資源・制度など)を考慮したものであった	1	0	3	0	0	4	3.50	0
		25%	0%	75%	0%	0%	100%		
機関5-(1)-	⑦ 評価報告書の内容から、教育活動等に関して新たな視点が得られた	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関5-(1)-	⑧ 評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった	2	1	1	0	0	4	4.25	0
		50%	25%	25%	0%	0%	100%		
機関5-(1)-	⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった	1	0	3	0	0	4	3.50	0
		25%	0%	75%	0%	0%	100%		

(2) 自己評価書及び評価報告書の公表について

【2: している 1: していない】

		2	1	計	平均	未回答
機関5-(2)-	① 今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイトなどで公表している	4	0	4	2.00	0
		100%	0%	100%		
機関5-(2)-	② 評価報告書をウェブサイトなどで公表している	2	2	4	1.50	0
		50%	50%	100%		

(3) 評価結果に関するマスメディア等の報道について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関5-(3)-	① 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた	0	1	2	1	0	4	3.00	0
		0%	25%	50%	25%	0%	100%		

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

(1) 自己評価を行ったことによる効果・影響について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関6-(1)	① 対象校の教育活動等について全般的に把握することができた	2	0	2	0	0	4	4.00	0
		50%	0%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(1)	② 対象校の教育活動等の今後の課題を把握することができた	2	0	2	0	0	4	4.00	0
		50%	0%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(1)	③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(1)	④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した	2	0	2	0	0	4	4.00	0
		50%	0%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(1)	⑤ 対象校の教育活動等の改善を促進した	2	0	2	0	0	4	4.00	0
		50%	0%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(1)	⑥ 対象校の将来計画の策定に役立った	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(1)	⑦ 対象校のマネジメントの改善を促進した	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(1)	⑧ 対象校の個性的な取組を促進した	1	0	3	0	0	4	3.50	0
		25%	0%	75%	0%	0%	100%		
機関6-(1)	⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(1)	⑩ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した	2	1	1	0	0	4	4.25	0
		50%	25%	25%	0%	0%	100%		

(2) 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関6-(2)	① 対象校の教育活動等について全般的に把握することができる	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(2)	② 対象校の教育活動等の今後の課題を把握することができる	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(2)	③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(2)	④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(2)	⑤ 対象校の教育活動等の改善を促進する	1	2	1	0	0	4	4.00	0
		25%	50%	25%	0%	0%	100%		
機関6-(2)	⑥ 対象校の将来計画の策定に役立つ	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(2)	⑦ 対象校のマネジメントの改善を促進する	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(2)	⑧ 対象校の個性的な取組を促進する	1	0	3	0	0	4	3.50	0
		25%	0%	75%	0%	0%	100%		
機関6-(2)	⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(2)	⑩ 教職員に評価結果の内容が浸透する	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(2)	⑪ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する	1	2	1	0	0	4	4.00	0
		25%	50%	25%	0%	0%	100%		
機関6-(2)	⑫ 対象校の教育活動等の質が保証される	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関6-(2)	⑬ 学生(今後入学する学生を含む)の理解と支持が得られる	1	0	3	0	0	4	3.50	0
		25%	0%	75%	0%	0%	100%		
機関6-(2)	⑭ 広く社会の理解と支持が得られる	1	0	2	0	1	4	3.00	0
		25%	0%	50%	0%	25%	100%		
機関6-(2)	⑮ 他法科大学院の評価結果から優れた取組を参考にする	2	0	1	1	0	4	3.75	0
		50%	0%	25%	25%	0%	100%		

7. 評価結果の活用について

- (1) 今回の評価（機構の評価結果だけでなく、対象校における自己評価及びその後の評価の過程で得られた知見を含む。）を契機として課題として認識し、何らかの変更・改善を予定している事項（または実施済みの事項）について

（省略）

- (2) 今後、次のような事柄に評価報告書を用いる予定について（複数回答可）

- 1 対象校の広報誌に評価結果を掲載する。
- 2 対象校のウェブサイトで評価結果を公表する。
- 3 資金獲得のための申請書に記載する。
- 4 学生募集の際に用いる。
- 5 その他（具体的に）

1	2	3	4
0	2	0	0

9. 前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について

【5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関9-	① 前回の認証評価を受けたことにより、対象校の教育活動等の質の保証に効果・影響があった	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		
機関9-	② 前回の認証評価を受けたことにより、対象校の教育活動等の改善の促進に効果・影響があった	1	2	1	0	0	4	4.00	0
		25%	50%	25%	0%	0%	100%		
機関9-	③ 前回の認証評価を受けたことにより、対象校の教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった	1	0	3	0	0	4	3.50	0
		25%	0%	75%	0%	0%	100%		

10. 前回と比較した当機構の認証評価プロセスについて

【5：非常に良くなっている～3：どちらとも言えない～1：非常に悪くなっている】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
機関10-	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、認証評価の目的を達成するためにより適切なものとなった	1	0	3	0	0	4	3.50	0
		25%	0%	75%	0%	0%	100%		
機関10-	② 基準及び解釈指針に基づき、より適切な自己評価書を作成できるようになった	1	0	2	1	0	4	3.25	0
		25%	0%	50%	25%	0%	100%		
機関10-	③ 訪問調査は、より適切な実施内容・実施体制で行われるようになった	1	0	3	0	0	4	3.50	0
		25%	0%	75%	0%	0%	100%		
機関10-	④ 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間は、より適当なものとなった	1	0	3	0	0	4	3.50	0
		25%	0%	75%	0%	0%	100%		
機関10-	⑤ 評価作業に費やした労力は、認証評価の目的により見合うものとなった	1	0	3	0	0	4	3.50	0
		25%	0%	75%	0%	0%	100%		
機関10-	⑥ 説明会・研修会等は、より理解しやすいもの、役立つものとなった	1	0	2	1	0	4	3.25	0
		25%	0%	50%	25%	0%	100%		
機関10-	⑦ 評価報告書の内容等は、認証評価の目的により見合うものとなった	1	0	3	0	0	4	3.50	0
		25%	0%	75%	0%	0%	100%		
機関10-	⑧ 対象校が自己評価書及び評価報告書を積極的に公表するようになった	1	0	2	0	0	3	3.67	0
		33%	0%	67%	0%	0%	100%		
機関10-	⑨ 評価結果に関するマスメディア等の報道は、より適切なものとなった	1	0	3	0	0	4	3.50	0
		25%	0%	75%	0%	0%	100%		
機関10-	⑩ 自己評価を行ったことによる効果・影響は、より大きなものとなった	1	0	3	0	0	4	3.50	0
		25%	0%	75%	0%	0%	100%		
機関10-	⑪ 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響は、より大きなものとなった	1	1	2	0	0	4	3.75	0
		25%	25%	50%	0%	0%	100%		

平成26・27年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果(選択式回答)【評価担当者】

【法科大学院】

1. 基準及び解釈指針について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評1-	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった	0	15	3	0	0	18	3.83	0
		0%	83%	17%	0%	0%	100%		
評1-	② 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった	0	14	4	0	0	18	3.78	0
		0%	78%	22%	0%	0%	100%		
評1-	③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	0	15	2	1	0	18	3.78	0
		0%	83%	11%	6%	0%	100%		
評1-	④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	5	11	2	0	0	18	4.17	0
		28%	61%	11%	0%	0%	100%		

【2: ある 1: ない】

		2	1	計	平均	未回答
評1-	⑤ 評価しにくい基準又は解釈指針があった	8	10	18	1.44	0
		44%	56%	100%		
評1-	⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった	0	18	18	1	0
		0%	100%	100%		

2. 評価の方法及び内容・結果について

(1) 自己評価書について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評2-(1)-	① 対象法科大学院の自己評価書は理解しやすかった	1	6	7	2	0	16	3.38	1
		6%	38%	44%	13%	0%	100%		
評2-(1)-	② 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた	1	9	5	2	0	17	3.53	1
		6%	53%	29%	12%	0%	100%		
評2-(1)-	③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた	0	9	7	1	0	17	3.47	1
		0%	53%	41%	6%	0%	100%		

(2) 書面調査について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評2-(2)-	① 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった	4	12	1	0	0	17	4.18	1
		24%	71%	6%	0%	0%	100%		
評2-(2)-	② 書面調査を行うために、対象法科大学院の提出物以外の参考となる情報(客観的データ等)があればよかった	0	3	8	2	4	17	2.59	1
		0%	18%	47%	12%	24%	100%		

(3) 訪問調査について

【5: 強くそう思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評2-(3)-	① 「訪問調査時の確認事項」に対する対象法科大学院の回答内容は適切であった	0	9	5	4	0	18	3.28	0
		0%	50%	28%	22%	0%	100%		
評2-(3)-	② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた	1	13	3	1	0	18	3.78	0
		6%	72%	17%	6%	0%	100%		
評2-(3)-	③ 訪問調査の実施内容として、法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談を設けたことは適切であった	11	7	0	0	0	18	4.61	0
		61%	39%	0%	0%	0%	100%		
評2-(3)-	④ 訪問調査の実施内容(法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談)の方法は適切であった	5	11	0	2	0	18	4.06	0
		28%	61%	0%	11%	0%	100%		
評2-(3)-	⑤ 訪問調査の実施内容(法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談)に係る時間配分は適切であった	0	13	3	2	0	18	3.61	0
		0%	72%	17%	11%	0%	100%		
評2-(3)-	⑥ 訪問調査では、対象法科大学院と、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	0	9	6	3	0	18	3.33	0
		0%	50%	33%	17%	0%	100%		
評2-(3)-	⑦ 訪問調査時の機構の評価担当者(事務担当者を除く)の人数や構成は適切であった	4	12	2	0	0	18	4.11	0
		22%	67%	11%	0%	0%	100%		
評2-(3)-	⑧ 訪問調査における機構の事務担当者の対応は適切であった	12	6	0	0	0	18	4.67	0
		67%	33%	0%	0%	0%	100%		

(4) 評価結果について

【5: 強くそう思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評2-(4)-	① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された	2	3	1	0	0	6	4.17	0
		33%	50%	17%	0%	0%	100%		
評2-(4)-	② 第1章から第11章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった	2	3	1	0	0	6	4.17	0
		33%	50%	17%	0%	0%	100%		
評2-(4)-	③ 評価結果全体としての分量は適切であった	3	2	1	0	0	6	4.33	0
		50%	33%	17%	0%	0%	100%		
評2-(4)-	④ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象法科大学院の「主な優れた点」等を記述するという形式は適切であった	1	5	0	0	0	6	4.17	0
		17%	83%	0%	0%	0%	100%		

3. 研修について

【5: 強くそう思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評3-	① 研修の配付資料は理解しやすかった	2	10	2	1	0	15	3.87	1
		13%	67%	13%	7%	0%	100%		
評3-	② 研修の説明内容は理解しやすかった	4	8	2	1	0	15	4	1
		27%	53%	13%	7%	0%	100%		
評3-	③ 研修の内容は役立った	4	8	3	0	0	15	4.07	1
		27%	53%	20%	0%	0%	100%		
評3-	④ 書面調査のシミュレーションは役立った	2	10	3	0	0	15	3.93	1
		13%	67%	20%	0%	0%	100%		
評3-	⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった	2	8	5	0	0	15	3.8	1
		13%	53%	33%	0%	0%	100%		

4. 評価の作業量、スケジュール等について

(1) 評価に費やした作業量について

【5: とても大きい～3: 適当～1: とても小さい】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評4-(1)-	① 自己評価書の書面調査	1	9	6	1	0	17	3.59	1
		6%	53%	35%	6%	0%	100%		
評4-(1)-	② 訪問調査への参加	1	6	11	0	0	18	3.44	0
		6%	33%	61%	0%	0%	100%		
評4-(1)-	③ 評価報告書原案の作成	1	4	9	1	2	17	3.06	1
		6%	24%	53%	6%	12%	100%		

(2) 機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

【5: とても長い～3: 適当～1: とても短い】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評4-(2)-	① 自己評価書の書面調査	0	3	13	1	0	17	3.12	1
		0%	18%	76%	6%	0%	100%		
評4-(2)-	② 訪問調査への参加	0	3	14	1	0	18	3.11	0
		0%	17%	78%	6%	0%	100%		
評4-(2)-	③ 評価報告書原案の作成	0	1	16	0	0	17	3.06	1
		0%	6%	94%	0%	0%	100%		

(3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評4-(3)-	① 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった	2	12	3	1	0	18	3.83	0
		11%	67%	17%	6%	0%	100%		
評4-(3)-	② 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するという目的に見合うものであった	1	13	4	0	0	18	3.83	0
		6%	72%	22%	0%	0%	100%		
評4-(3)-	③ 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	0	14	4	0	0	18	3.78	0
		0%	78%	22%	0%	0%	100%		

(4) 評価作業にかかった時間数について

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評4-(4)-	① 自己評価書の書面調査	3	1	0	0	0	4	4.75	1
		75%	25%	0%	0%	0%	100%		
評4-(4)-	② 訪問調査の準備	3	1	1	1	0	6	4	0
		50%	17%	17%	17%	0%	100%		
評4-(4)-	③ 評価報告書原案の作成	2	2	0	1	0	5	4	1
		40%	40%	0%	17%	0%	83%		

5. 評価部会等の運営について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評5-	① 評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった	4	11	2	1	0	18	4	0
		22%	61%	11%	6%	0%	100%		
評5-	② 部会運営は円滑であった	6	10	2	0	0	18	4.22	0
		33%	56%	11%	0%	0%	100%		

6. 評価全般について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評6-	① 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の質が保証されると思う	1	12	5	0	0	18	3.78	0
		6%	67%	28%	0%	0%	100%		
評6-	② 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の改善が促進されると思う	1	13	3	1	0	18	3.78	0
		6%	72%	17%	6%	0%	100%		
評6-	③ 今回の評価によって社会の理解と支持が支援・促進されると思う	2	9	7	0	0	18	3.72	0
		11%	50%	39%	0%	0%	100%		
評6-	④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた	2	8	6	2	0	18	3.56	0
		11%	44%	33%	11%	0%	100%		
評6-	⑤ 今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	2	9	3	2	1	17	3.53	1
		12%	53%	18%	12%	6%	100%		
評6-	⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった	8	9	1	0	0	18	4.39	0
		44%	50%	6%	0%	0%	100%		

7. 前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均	未回答
評7-	① 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等の質の保証に効果・影響があった	0	5	12	0	0	17	3.29	0
		0%	29%	71%	0%	0%	100%		
評7-	② 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等の改善に効果・影響があった	1	4	11	0	0	16	3.38	0
		6%	25%	69%	0%	0%	100%		
評7-	③ 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった	0	5	12	0	0	17	3.29	0
		0%	29%	71%	0%	0%	100%		

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【対象校】
（法科大学院）

1. 基準及び解釈指針について

⑤ 自己評価しにくかった基準又は解釈指針について

（第9章 管理運営等）

- ・ 基準9-1-1、解釈指針9-1-1-1・9-1-1-3

法科大学院の人事に関する事項については、法科大学院の教授会の審議のみで決定されるわけではないし、とくに教育組織としての法科大学院と教員の所属組織とが分離されている大学においては、所属組織による審議が重要になっている。解釈指針9-1-1-3では、法科大学院の会議における審議が「尊重」されていることが必要とされているが、この「尊重」されている事実の描写や根拠となる資料の特定が非常に難しかった。

（その他）

- ・ 質問事項⑥に対する回答参照。

⑥ 重複する基準又は解釈指針について

（第2章 教育内容）

- ・ 「段階的（履修）」という要素が、解釈指針2-1-1-1および同2-1-1-2と、基準2-1-1-4に重複して含まれている。
- ・ 基準2-1-5～2-1-8が設けられているのであれば、それらに先立ち、別途、基準2-1-2が置かれなくてはならない必要性は見出しがたい。

（その他）

- ・ 基準1-1-2と11-1-1

観点が異なるというのは理解できるが、司法試験合格率等の結果がこの2つの基準に取り込まれた結果、実質的には一部が重複する基準になっている。

○ 基準及び解釈指針についての意見、感想等

- ・ 現在、法科大学院認証機関は3機関あるが、それぞれの機関独自のポリシーにより、評価基準や方法に差異があることは良しとしても、法令由来基準の評価方法にバラつきがあること（例えば3順目基準において、司法試験合格率が全国平均の半分に達しているかどうかを、総合考慮の一要素にとどめるか、それとも独立の重点基準とするか）は望ましいことではないし、社会的にも疑問視されかねないのではないかと。少なくとも各評価機関が相互に他機関の基準および解釈指針（と自機関のそれらとの間の相違）につき検討することが必要である。
- ・ 基準6-2-1につき、当法科大学院では、対象学生を社会人に特化している関係上、職務上都

合で休学する者が恒常的に多数滞留しており、現在の基準及び解釈指針（6－2－1－1）を単純適用する限り、それらの滞留者に一斉退学を迫るか、または次年度募集学生の数数名にとどめなければ、同基準を満たすことはありえないが、同基準を満たすためにそれらの措置を取ることは一方で、広く社会人にも法曹界への門戸を開くことで、多様なリーガルサービスを提供できる法曹を増やすという司法制度改革の理念そのものに矛盾する。基準6－2－1が法令（学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令4条1項一号ニ）由来のものであることは理解しているが、その目的があくまで少人数による双方向、多方向性の確保であるとすれば、一部必修科目で履修者が50名を超えることが予想された場合は2クラス開講するなどすれば済む話であり、現在の貴機構基準のようなリジッドな運用をする必要性は見出しがたい。なお例えば日弁連法務研究財団の3順目基準では、上記の点については各法科大学院の置かれた状況を加味して判断するものとされており、貴機構基準のようなリジッドな運用とはなっていない。

2. 評価の方法及び内容について

（1）自己評価について

③ 自己評価書に添付する資料で迷った点について

- ・ 規程では明らかなではない運用面での実態をどのように示すのかは悩ましい問題だった。

○ 自己評価についての意見、感想等

- ・ 自己評価書の提出にあたっては、資料も含め、かなりの分量のコピーを求められている。同じ内容の文書を大量にコピーし、段ボール箱数箱を送るという時代ではないと思われる。そもそも評価担当者らに配布するコピーについては、本来、評価機関が準備すべき筋合いのものだと思う。

（2）訪問調査等について

② 訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容の適切でなかった点について

- ・ 簡潔な表現であるため、ポイントがわかりやすい反面、何が問題なのかが理解しにくい部分があった。事務担当者から電話で問い合わせるなどして理解につとめたが、訪問調査時までに判然としない部分が残った。丁寧な説明があってもよいのではないだろうか。

④ 訪問調査で実施された内容の適切でなかった点について

- ・ 面談については、地方の小規模な法科大学院ではかなりの負担になっている。在学生・修了生については、一定の人数、一定の多様性を揃えることが求められるが、1つの特性をもった学生・修了生は1人しかいないということもある。そのため、外部評価等々の面談調査のたびに、同じ学生に負担がかかってしまう傾向が生じている。また、多様な修了生が必ずしも近隣で仕事をしているわけではなく、面談者を確保するための負担が大きい。小規模校において、責任者だけでなく一般

教員の面談も求められると、結果的にほとんどの教員が面談に対応せざるを得ない。規模によって負担の度合いが全く異なることを考慮して欲しい。

⑤ 訪問調査の実施方法の適切でなかった点について

- ・ 一般の在学生・修了生との面談とは別に、修了生でチューターを担当していた者について、追加的に面談したい旨の要請があった。会場や面談者の確保など追加的な準備が発生することになり、準備における負担が増加した。

○ 訪問調査等についての意見、感想等

- ・ 貴機構のどの基準に関するものなのか必ずしも判然としない（貴機構の基準に基づくものではなく、当該評価担当者独自の視点によるものではないかと疑われる）質問が、皆無ではなかった。
- ・ 訪問調査時において、面談時とは別に質問がいくつも出され、回答や資料提出が求められたが、中には初日の夕刻に質問があり、翌日の作業開始時まで回答や資料を出させるような指示もあった。訪問調査時において、事務職員や教員がこれに終日専念せざるを得ないのは致し方ないとしても、夜間作業が必至となるような指示には疑問を感じざるを得ない。訪問調査の後に、一定の意見交換や資料の追加が可能な仕組みにすべきだと思う。

3. 評価の作業量、スケジュール等について

（１）評価に費やした作業量について

○ 評価に費やした作業量についての意見、感想等

（具体的にどのような作業において作業量が大きかったかについて）

- ・ 「訪問調査時の確認事項」については、何が問題とされており、どんな資料提出が求められているのか判然としないことがあった。いったん回答すると、同じ項目について別の角度からの指摘があり、事務担当者から電話で問い合わせるなどしても意味がわからない部分が残った。この種の「意味の読み取り作業」に思いの外時間がかかった。訪問調査当日の対応については、面談とは別に文書等による質問がなされ、文書回答や資料提出が求められたが、授業担当者等と連絡をとったり、文書を探したりと、限られた時間内でやるべきことが多く、事務負担が非常に大きかった。

（２）機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

○ 機構が設定した作業期間についての意見、感想等

（具体的にどのような作業において作業期間が長かったかについて）

- ・ 訪問調査時において、初日の夕刻に質問があり、翌日の作業開始時まで回答や資料を出させるような指示があった。夜間作業が必至となるような指示には疑問を感じざるを得ない。

（３）評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

○ 評価作業に費やした労力についての意見、感想等

- ・ 国立大学法人として厳しい財政状況の中、事務職員を増員することもままならない中で、法科大学院担当の事務職員は、認証評価への対応が無い年度でも、法科大学院独特の成績評価方法等ともなう事務量の多さに、さらに認証評価準備の事務が加わり、オーバーワーク状態であった。さらに事務職員では対応しきれない部分の労働は教員にも降ってくる。そのため認証評価対応の委員の教員は、授業準備の時間さえ事欠くありさまであった。これが、法科大学院で教育を受ける学生にとって本当に良いことなのか、疑問も無いではない。
- ・ 小規模校においては、法科大学院全体の業務における評価作業の割合はかなりのものとなっている。規模に見合った評価基準や手法が別途必要だと思う。

4. 説明会・研修会等について

○ 説明会・研修会等についての意見、感想等

- ・ 訪問調査時の確認事項や当日のやりとりの中で、研修会等で配布された資料や説明にはなかった観点からの評価がなされていると感じた。

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

(2) 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響について

○ 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響に関連しての意見、感想等

- ・ 担当した教員、事務職員が受けた徒労感は途方も無く大きい。

7. 評価結果の活用について

①今回の評価を契機として、何らかの変更・改善を予定しているもの（又は実施済みのもの）について

○ 主要な変更・改善事項及び変更・改善の際の機構の評価（機構の評価報告書の内容だけでなく、対象校による自己評価書の作成や、評価の過程で得られた知見を含む）の参考度について

※参考度：【5：非常に参考になった～3：参考になった～1：あまり参考にならなかった】

（第2章）「教育内容」

- ・【課題】到達目標が組織的に設定されていない。
- 【変更・改善】到達目標を学生便覧に明記した。 【4】

（第6章）「入学者選抜等」

- ・【課題】当該法科大学院は夜間社会人法科大学院であり、休学希望者に対する休学時の面談及び休学者の復学時の面談を実施するなどの対応を行っているが、在籍者数が収容定員を恒常的に上回っている状態にあり、このような状態が恒常的なものとならないための措置を講じる必要がある。【基準6－2－1】【基準6－2－1】

【変更・改善】上記「1. 基準及び解釈指針について」意見欄で申したとおり。【1】

(その他)

- ・○ 1 授業科目において、所定の授業時間を超えて補講が実施されていることについて、組織として改善する必要がある。
- 一部の授業科目において、教員の裁量により当該法科大学院で定められた成績評価基準とは異なる成績のランク分けが行われており、成績評価を行う際には、あらかじめ定められた成績評価基準にしたがって客観的かつ厳正なものとして成績のランク分けを行うよう、全教員に周知徹底する必要がある。
- 当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針とは異なる分布で成績のランク分けを行う場合には、あらかじめ一般的な方針が設定されている趣旨を踏まえ、成績のランク分けが客観的かつ厳正なものとなるよう、組織的に対応する必要がある。
- 再試験を実施する場合の成績評価における考慮要素の方針があらかじめ学生に明確に周知されていないため、あらかじめ学生に周知するとともに、各授業科目の再試験の考慮要素について、授業開講時に学生に周知することを全教員に周知徹底する必要がある。

【変更・改善】直ちに改善に向けた動きに着手した。【5】

- ・【課題】成績評価に関連した事項（ガイドラインに沿った分布になっていない、一律満点になっている、レポートのみによる評価等）

【変更・改善】期末試験前の教授会において、指摘があった事項を報告するとともに、成績評価の方法について改善を求めた。非常勤講師については、個別に評価方法の改善を要請し、対応策について確認した。【3】

8. 評価の実施体制について

- **評価の実施体制について、対象校が行っている方策・工夫等、その方策・工夫等についてよかった点、悪かった点等、その他感想について**

- ・ 小規模の法科大学院のため、教員も事務職員も総動員といっても過言ではない。

9. 前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について

① 教育活動等の質の保証に関する効果・影響について

- ・ 必修科目以外の科目が時間割上同じ時間に重複配置されることが格段に減少した。
- ・ 成績評価、修了判定等のあり方について、改善を行う契機となった。

② 教育活動等の改善の促進に関する効果・影響について

- ・ 同上(必修科目以外の科目が時間割上同じ時間に重複配置されることが格段に減少した。)
- ・ 成績評価の適正化・厳正化（平常点の取り扱い、特に出席のみによる加点はしないこと、追試験

の適正化など）の効果があつた。

- ・ カリキュラム等について、改善を行う契機となった。

③ 教育活動等の社会からの理解と支持に関する効果・影響について

- ・ 入試説明会等において、本研究科の基本的立場を示すに当たって有効であつた。

10. 前回と比較した当機構の認証評価プロセスについて

○ 質問の項目以外に悪くなっていると思う事項について

- ・ 訪問調査時の確認事項や当日のやり取りの中に、「自己評価の方法等について一基準ごとの分析」やQ & A、追加された通達、説明会での説明等々にはなかったはずの観点からの質問が多々あり、評価される側にはわからない運用基準のようなものの存在が感じられた。後日、基準の改定案に触れることになったが、その内容が質問に反映されていたようにも思う。

11. その他

○ 認証評価機関として当機構を選んだ理由、実際に評価を受けて期待どおりであつたかについて

- ・ 評価全体について、適切なもので期待どおりであつた。

○ その他、当機構の行う評価についての意見等

- ・ 小規模の法科大学院では、事務負担が過大すぎる。とにかく事務作業を減らす工夫をお願いしたい。このアンケートひとつとっても、25 頁もあるだけでなく、資料を見ないと回答できないような項目もあつて、記入に時間がかかつた。

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【評価担当者】
（法科大学院）

1. 基準及び解釈指針について

⑤ 評価しにくい基準又は解釈指針について

（第1章）「教育の理念及び目標」

- ・ 第1章の「教育の理念及び目標」。

（第2章）「教育内容」

- ・ 基準2-1-3の科目区分の考え方。

（第6章）「入学者選抜等」

- ・ 基準6-2-3について、対象法科大学院としては、改善のために考え得る限りの対応を行っていると思われるものの、入学定員の充足率が悪化していることから、基準を充たしていないとの評価をしたが、定員充足率の悪化の主な原因は全国的な受験生の減少にあることから評価が難しいと感じた。
- ・ 基準6-2-1
在籍者数が収容定員を上回る状態が「恒常的」とであると評価する場合の要件をある程度具体化の方が望ましく感じます。例えば、直近の5年間を対象に、どの程度の上回る状態があったら「恒常的」と判断される可能性がある等の具体的な目安が提示できれば、分かりやすくなるでしょう。これは解釈指針1-1-2-1にも関連してくることだと思います。
- ・ 基準6-2-③の定員充足率など、全国的に法科大学院の受験者数が減少していることを考慮すれば、当該法科大学院について厳しい評価をすることは難しいと感じた。

（その他）

- ・ 学生募集を停止した大学が想定されていないためか、「改善すべき点」、「是正を要する点」の仕分けが困難な事項があった。
- ・ 不適合とする判断基準がよく分からなかった。
- ・ 科目が各分類として適切かの評価は割れた。

○ 基準及び解釈指針についての意見、感想等

- ・ 新規の募集を停止している学校につき、どのように判断してよいか迷うことがありました。
- ・ 第1章の「教育の理念及び目標」の1-1-2の達成状況は、指針に掲げられている諸事項の総合勘案による結果となるはずであるが、司法試験の合格状況の判断の比重が、特に重いと感じられる。
- ・ 基準・解釈指針が抽象的であるとの指摘もないわけではありませんが、Q&Aでかなりその解釈

が明確になっており、客観的なものになっていると考えています。

- ・ 教育内容の基準で、科目区分が適正かどうか、という観点から評価する部分があるが、トータルとして法曹として必要な教育がなされておればよいので、分類論にこだわらなくともよいのではないか、と思われる。
- ・ 解釈指針が多く、自己評価や認証評価の高負荷に繋がっていないかという懸念がある。法科大学院の規模等を勘案して項目に自由度を持たせてもよいように思われる。
- ・ ▽4-1 成績評価

(1) 4-1-1 重点基準では「基準が設定され、かつ、学生に周知されていること」が求められていますが、今回の調査では、「教員への徹底」が図られていないケースがありました。ここに「教員への徹底」も加えるべきだと感じます。これは、あまりに当然なことなので記載されていないのかもしれませんが、必要性があるように思います。

(2) 認証評価に厳格性をより強く求める声が高まっている時期でもあり、成績評価について甘い基準は妥当性を欠きます。教員への徹底を推し進め、抜け道のような部分は塞ぐ措置が必要と感じました。

▽公的支援見直しとの関係

(1) 文部科学省が加算プログラムの審査結果を公表しました。グローバル化、先端的・特色ある教育の充実、地域性、基礎教育・基盤の充実に即したプログラムが高い評価を受けました。平成27年度から実施ですので、対応が必要になります。

(2) これは法科大学院の教育改善にかかわる事項と考えます。評価基準第5章に加算プログラムの項目を設け、審査委員会で「卓越」「特に優れた」「優れた」とのプラス評価を受けたものは他の法科大学院にも見習ってもらえるようにしたらどうでしょうか。解釈指針などに審査結果を認証評価にも反映させる項目を盛り込んでいくなどを検討していただけたらと考えます。

- ・ 認証評価に関わるのも初めてで、法科大学院に派遣された経験もないため、当初、基準が送付されてきた段階では、一読したのみでは必ずしも内容が理解できない部分もありましたが、冒頭の研修で丁寧に内容を教示して頂き、全ての項目についてある程度のイメージ付けができたと思いますし、調査の過程を最後まで経験した現在では、内容がよく理解できたと思います。

未経験者がよりスムーズに基準や解釈指針の内容を理解していくためには、過去の調査において問題となった例などを集積し、具体的な例として見せて頂くと具体的に何を問題とする趣旨かのイメージがわかりやすいのではと思いました。

- ・ 私自身はもっと大学の自由度を増すような制度設計が必要であると考えています。
過度に受験を目指すものでない限り、厳しくチェックする必要はないのではないのでしょうか。
- ・ 基準、解釈指針は額面通りにとらえきれないものがあり、具体的にどのような例が指摘を受けたのかを公表してもらおうと審査を受ける側としてはフェアな感触がある(この点は、評価者としても先例との公平性が大事であるので、マニュアル化して頂くと幸いである。対象法科大学院の公法系基本科目が法制局出身者の立法論・立憲論であることは法科大学院の当該位置の科目として適切と評価してよかったかはなお疑問が残る)。また、以下にせよ審査が形式重視にならざるを得なくなって

いる。これを法科大学院毎の創意工夫の余地を奪っているとするか、おかしな教員手段による独善的「改革」を封じる適切な「外圧」と評価するかは微妙なところである。総じて本機構の評価には、担当教員の研究実績があまり重視されていない傾向があるように思われるが、かといって、研究はダメだが教育は素晴らしいという評価点もない点は今後一考を要するように思われる。

- ・ 基準 3-3-①の履修登録単位数の上限などとの関係で、教員が、履修登録をしていない科目の聴講を学生に進めることについて、何らかの 基準ないしはガイドラインを設けることを検討すべきではないかと思われる。
- ・ 解釈、当てはめに見解が分かれるなど問題が提起された事項について、その都度議論されて検討され、整理されてきており、その経過や集積、整理の結果から、判断基準としてより明確なものとなってきたと思います。具体的な当てはめについては、なお判断が微妙な場合があると思われますが、これまでのようにその都度十分議論をし検討していくことで対応できると思われます。状況の変化等場合によっては、混乱を招かないように慎重な判断を要しますが、微調整あるいは修正、見直し等、幅のある柔軟な対応が必要なこともあると思います。
- ・ 基準及び解釈指針の内容自体には異論はほとんどないが、基準の適用については、もう少し柔軟に考えても良いのではないかとと思われる。コンプライ or エクスプレイン的な運用。

2. 評価の方法及び内容・結果について

(1) 自己評価書について

① 対象法科大学院の自己評価書の理解しにくかった点について

- ・ 対象法科大学院では、自己点検は実施されているものの、それに基づく自己評価といえるものが適切に実施されているとはいえなかった。
- ・ 対象法科大学院の場合、授業科目を揚げた「別表」とカリキュラム表に食い違いがかなり見られた（金融法、消費者法、交通賠償法、経済刑法、英米法律文書作成、法と医療など）。科目の整理・新設に伴う事態と推測されるが、こういう場合、覧表を作成してほしい。

③ どのような根拠資料が引用・添付されていなかったかについて

- ・ 「到達目標」についての認識に誤解があったと思われ、その結果として、適切な記述とは成っていないかった。
- ・ 成績評価の根拠資料など、多くの項目について根拠資料の引用・添付の不備が認められた。
- ・ もちろん一部足りないところもあったが、補充されている。平常点の採点について、当該全科目についての提出を求めたのに、一部科目を提出して足るという態度で臨まれたことは遺憾であった。

○ 自己評価書の様式についての意見、感想等

- ・ 自己評価書の意義は、評価との関係もさることながら各法科大学院が不断の点検を改善に役立てるところにあると考えています。その意味では、自己評価書には二重の意味があることになります

が、各大学がその意義を十分に理解しているかどうか分明的でないところが見られます。様式上の不足はないように思いますが、自己評価書の意義がもっと受審大学に伝わればと、毎年思います。

- ・ 解釈指針についても、指針そのものを転載したうえで、事実の説明と評価を記載していただいた方が、評価担当者としては評価しやすい。
- ・ 基準に則した自己評価書の作成が徹底されることを希望します。
- ・ 特に大きな問題はなかったかと思えます。
- ・ 余り細かな項目についてまで資料を提供させない方が良いのではないのでしょうか。事務は評価の為に資料作りに忙殺され過ぎています。
- ・ 自己評価書はこの5年間を評価するのであり、中間年度の手抜き・最近のつじつま合わせでは足りないことを十分に告知せしむべきである。
- ・ 5年ごとに評価を受けている関係か、受審大学の評価担当者も慣れてきている印象を持った。他方で、5年前の認証評価で指摘された事項が改善されていない点もあった。

(2) 書面調査について

② 書面調査を行うために必要であったと思われる参考となる情報（客観的データ等）について

- ・ 各科目の成績評価について、例えば受講者の大部分がA評価の科目につき、あらかじめ受審大学院でその理由を開示した書面を添付してくれると、評価者の側で理解が深まった印象をもちました。
- ・ 前述のとおり、もし教員の研究実績を問うべきであれば、この間、あるいは全部の研究業績を提出させるべきである。また、法科大学院の実力が、学生への付加価値であるとするれば、学生の属性(社会人か、非法学部生か、出身大学)を考慮することも考えるべきである。(現役の東大法学部生 100名集めて90人合格といっても大した実績ではないが、雑多な学生を20名集めて10名合格させているのなら評価できる、というような)。よって、司法試験合格学生の属性はプライバシーを侵さない程度で詳細に書いてもらうべきではないか。
- ・ 今回の調査では、事務局にお願いして追加していただいたが、前回の認証評価の資料(自己評価書、認証評価報告書など)が当初から与えられている方が、より適切かつ周到な調査ができるのではないと思われる。

○ 書面調査についての意見、感想等

- ・ 昨年度よりも端的で記入しやすかったです。
- ・ 平成26年度から書面調査の方式が変わり、以前に比べて(部会長、副部会長は除く)、事務局のご負担が増したかと思うが、全体に調査が円滑に進み、負担感が少なくなったと感じられる。
- ・ 回答方法が変更され、時間の節約ができました。
- ・ 他の委員と事務担当者の方が原案を詳細に作って頂いた上での作業であったので、一昨年の担当者から聞いていたよりは、負担が軽く済んだと思います。

ごくまれに、タイトなスケジュールでの調査依頼などもありましたが、調査を進める過程やむを得ないことかと思えますし、新たに必要となった資料等の収集もスムーズにして頂き、特に問題な

くできたと思います。

- ・ 委員長、副委員長を中心とした評価の仕方に変更したことは大いに評価できます。
- ・ 実際には「作文」の側面があり、これを踏まえての質問や実施調査をもって判断できたことが多い。この際に、自分が認証評価準備委員長であった時の経験が生きた面があるので、今後の委員にはそういった立場を経験した者をリクルートすることも大事ではなかろうか(但し、そこでの対処が独善的であったり、対応に失敗しているだけだったりするものは除くべき)。
- ・ 書面調査は、評価委員が評価を行うにあたって当該大学の実情を知る重要な段階である。もっとも、受審大学の評価担当者がともするとできる限り評価委員に現状を伝えようとする努力が少ないようにも思われる。自己評価書の記載がおざなりになっている点も見受けられた。

(3) 訪問調査について

② 訪問調査で確認できなかった点について

- ・ 「到達目標」についての認識に誤解があったと思われる点。
- ・ 実際に回答すべき委員長などの責任者や、研究院長をさておいて、特定の教員が全部答える姿勢を徹底しすぎた。これでは実情を把握することはできない。担当者に満遍なく質問することを確認してから質疑を進めるようにすべきである。

④ 訪問調査の実施方法の適切でなかった点について

- ・ 人数と時間をもって制限すべきである。
- ・ 上述のとおり、実際に回答すべき委員長などの責任者や、研究院長などをさておいて、特定の教員が全部答える姿勢を徹底しすぎた点は問題である。また、法科大学院長経験者が一般教員の面談にいたが、こういった方に以前の責任者としての意見や感想を聞いてよいか、微妙であった。できるならば聞きたいところである。

⑤ 訪問調査の実施内容に係る時間配分の適切でなかった点について

- ・ 対象授業数が少なく、各授業の視察時間も短い。
- ・ 一時間程度で良い。
- ・ 但し、一部学年の学生が1人もいなかった(必修科目の関係)のは残念であり、可能ならば複数の機会を設けてもよい(その分、調査担当者も半分でよい)。

○ 訪問調査についての意見、感想等

- ・ 時間がもう少しコンパクトにできないものかと思います。具体的には、施設の視察等は前回と異なる場合のみ行うといった対応もありうるのではないかと思います。また、部会もそうですが、(それほど問題があるとは思われない) 網羅的な確認をしている時間もかなり長かったように思います。
- ・ 訪問調査は、現在1日と半日程度であるが、定期試験問題のチェックに多くの時間が割かれ、授業や施設見学の時間的余裕がない。

この間、訪問調査に赴く教員の専門性、特に刑事法・公法・民事法等で最低一人は確保が望ましい。

- ・ 毎年思うことなのですが、法科大学院当局者との面談時間がスケジュールとの関係もありますが、もう少し時間をとって良いのではとの印象をもちます。今回担当した大学では、指摘すべき事項も多かったのもので、そのような印象をもちました。
- ・ 書面審査重視といえども、2日間の訪問調査はやはり短いという印象を、今回も持ちました。
- ・ 対象法科大学院の夜間・社会人専門大学院という特性が、よく理解できた訪問調査であり、大学側の協力に感謝したい。ただ、大学関係者には自明なことも、部外者にとっては理解しにくい部分もあり、率直な意見交換を通じて実情を把握する重要性をあらためて感じさせられました。
- ・ 訪問調査は大変重要な意味があると、あらためて感じた。法科大学院の担当者に直接、問題点を伝えることで初めて改善の必要性を感じ取ってもらえたり、また、質疑応答中に指摘点に関連する新たな学内掲示が出されたりしたこともあった。緊張感を持ってもらう良い機会になっている。
- ・ ただし、十分な調査を行うには時間的な不足も感じる。現行の日程は多忙な委員の事情を考えると、やむを得ないと考えるが、評価結果に現状以上に強い効果を持たせるとすれば、やり方の見直しも求められるかもしれないと思われます。
- ・ 訪問調査の際の事務担当者の方の事前の準備の充実と現場での迅速な対応には非常に頭が下がる思いでした。

書面調査の段階では、不明確だった点が、様々な観点からの調査を通じて明らかになっていき、とても充実した調査ができていたと思います。

先方の基準に対する理解不足で、必ずしも共通理解を築くことまではできていなかったように感じましたが、基準を理解して、それに沿った運用をすることを強く意識されている法科大学院であれば、訪問調査の際の面談等のやり取りから、共通理解を作ることができ、訪問調査を行うことそのものに大きな意味があるのではないかと感じました。

- ・ 1日目午後からの1泊2日の日程は合理的であると感じた。
- ・ 対象法科大学院の認証評価担当の教員と他の教員の間で、対象法科大学院における成績評価等に関する現状認識について齟齬があったため、機構の評価担当者との共通理解を得ることに困難があった。
- ・ 例年、2日目の責任者面談は時間が少ないように考えられるが、本年度の担当校においては、科目の位置づけについて議論が多く時間を割いた結果になり、このほかにも、評価委員として所感を述べる時間が制約されたように思われる。
- ・ 部会長、副部会長、事務当局のご配慮とご尽力により、予め、研修があり、よく整理された資料を検討することができ、また、対象法科大学院に適宜照会していただくなど十分準備していただいたことから、効率的、効果的に調査が進められたと思います。対象法科大学院の教職員、在学生、修了生と直接会い、質疑応答ができたことは、調査をより的確なものとするだけでなく、相互理解にも資するところが多く、有益であったと思います。

(4) 評価結果について

○ 評価結果についての意見、感想等

- ・ 網羅的な記載が必要か、問題のある部分のみ記載するという方法がありえないかとの検討はあっても良いように思います。
- ・ 各委員の意見が適切に反映されたものと受け止めています。
- ・ 評価結果の書き方なのですが、最初に結論を示す方式が望ましく思えます。裁判の判決主文のようなものを冒頭に記し、その根拠を判決理由のように順次示していくことをご検討願えませんか。その方が、評価結果を読む関係者等にとっても理解しやすくなると思います。
- ・ 評価の順番も、結論に至る重大な理由から示していくのを基本としたらどうでしょうか。もちろん、内容によっては、評価基準の順番の方がよく分かる場合や、記述のしやすさがある場合、特別な配慮を加えた方がよい場合などもあって、一概には言えないとは思いますが、理解しやすさを極力尊重することは、認証評価という社会的責任を伴う作業にとって重要な要素であろうと考えます。
- ・ 司研での業務が多忙な時期だったこともあり、評価結果の作成にはほとんど関与が出来ず申し訳ありませんでした。

訪問調査での意見集約が充実していたので、特に問題はなかったと思います。

- ・ 評価項目の中には時代遅れのもの、余り役に立たないものがある。

例：自習室

図書の専門員の配置

- ・ 適合という評価は動かないほどのもので、対象法科大学院に敬意を表する。適合の中に上下はないので、指摘の数を競うのは適当でなく、指摘を踏まえて(仮に異議申立てを通して、それが危うい項目であることは変わらないのであるから)改革を進めることを各大学院は考えるべきであろう。
- ・ これまでの例に照らして、「優れた点」を評価する余地が少なくなった。基準との整合性に散らわれることなく、教育内容のよい実質が評価される余地がもう少しあるとよいように考えられる。
- ・ 対象法科大学院に評価内容とその真意が的確に伝わるように、また、他の法科大学院においても適切に参考とされるように、表現等についても十分配慮した評価結果がまとめられたと思います。

3. 研修について

○ 研修についての意見、感想等

- ・ 今回は研修に参加いたしませんでしたので上記の回答になります。
- ・ 研修には参加しておりません。
- ・ 時間の制約があるので、難しいと思うが、もし、可能であれば、調査の経験者（事務局のみならず、調査担当者を含め）から、過去の調査で苦労された点、工夫をされた点などを具体的にお話しいただく時間があれば、調査に役立つのではないかとと思われる。
- ・ 文部科学省は法科大学院について「抜本的改革に向けた工程表」などで、「教育の質の向上」を目指す観点から「客観的指標を用いた認証評価の厳格化」を進めることを明記しています。研修の際

は、「客観的指標」が何であるかを、できるだけ実務に照らして明示していくようにしていただきたいと感じています。

- ・ どのような事実が、どのくらいの期間続いたら、どのような評価になるのか、まだ十分に明らかでないところがあるかと思います。特に、是正、改善のマイナス評価をする場合について、過去の認証評価で行われた客観的指標の適用例をまとめて説明していただくと理解に資するところが大きいと思われます。昨年アンケートにも記しましたが、判例集のような内部資料を作っていたければ、参考になろうかと考えます。
- ・ 研修は、未経験者の立場からは非常に効果的だったと思います。さらに効果を上げるとすれば、基準の理解にあたり、各基準につき問題となった具体的な例を複数踏まえた解説があるとイメージがわきやすかったように思います。
- ・ 研修に参加していないので無回答です。
- ・ 主に私の不慣れによる感想である。ベテラン委員と新人委員が共存し、順序をもって交代していく仕組みがとられていることが大事であろう。
- ・ 研修の時間的な制約があるので難しいと思われるが、主に事務局から、過去の調査経験の反省を踏まえて、訪問調査における工夫などに関する具体的な話を伺う機会があれば、有益であろうと思われる。
- ・ 私が説明する立場からみて、説明内容が毎年工夫されており、今年は比較的评价しやすかった。
- ・ 訪問調査についての研修は、これまでの経験、実績等をも踏まえての、適切かつ有効な研修で、特に経験の乏しい者にとって、有益であったと思います。

4. 評価の作業量、スケジュール等について

(1) 評価に費やした作業量について

○ 評価に費やした作業量についての意見、感想等

- ・ 訪問調査や原案作成のための会議は長いと感じました。網羅的に行うより、問題のある部分を掘り下げる議論の方が重要ではないかと思いました。
- ・ 訪問調査における作業量の負担が重かった。
- ・ 作業量はかなり多いと今年も感じます。法科大学院の関係者であれば予備知識があることも、私のような部外者ですと、逐一確認していかなければなりません。休日が丸々つぶれたこともありましたが、作業の特質からすると、やむを得ないと考えています。
- ・ 実務系のものに限って調査を担当することとなったので、さほど負担が大きいとは思いませんでした。
- ・ 答案採点の適切さ etc. 不要と思われる点がある。
- ・ いずれも、会長の負担は大きいものと思います。
- ・ 今年は1大学であったため、負担はそれほど大きくはなかった。これが、2大学を担当することになれば、その負担は大きくなる。

(2) 機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

○ 機構が設定した作業期間についての意見、感想等

- ・ 適切であったと思います。
- ・ 「作業期間」という視点に沿っているかは疑問ですが、訪問調査の日程調査をかなり早い段階で頂いたのは助かりました。11月・12月はかなり予定が立て込みがちな時期で、5月の段階で日程調整して頂いたのはとても助かりました。
- ・ 評価を受ける側の時は自己評価書の提出まで時間がないと感じたが、逆に評価する側に回ると短く感じる。しかし、両方の立場を踏まえれば、現状はやむを得ない。夏休みの時期が活用されれば、提出をやや遅らせ、自己評価書を読んでコメントを出すことも可能であるが、それが良いかどうかは別の判断があろう。
- ・ 十分資料を検討して準備し、実施し、結果をまとめるために、必要な作業期間が設定されていたと思います。

(3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

○ 評価に費やした労力についての意見、感想等

- ・ 労力の配分について、問題点により特化した配分ができないものかと思いました。
- ・ 対象法科大学院が募集停止を決定したため評価の効用そのものがなくなり、結果的に徒労に帰したような印象を抱く。
- ・ 私個人としては、さほど大きな労力を費やしておらず、特に意見すべきこともありませんが、機構全体としては相当多大な労力を費やしているかと思います。特に今回は募集停止が決まっている法科大学院を対象にした調査ということで、訪問調査前はその意義などについて全く疑問がないわけではなかったというのが正直な思いですが、継続する大学を前提にすれば掛けてしかるべき労力かと思いますし、訪問調査を経てみると、残り数年とはいえ改善のために非常に効果があったと思います。また、法科大学院全体としてみた場合にも、社会から支持を受ける基礎となるのに重要なものであると感じました。
- ・ 評価書作り、資料作り等に忙殺され過ぎている。
こうした時間はもっと授業の準備や研究に回してあげた方が良い。
- ・ 対象法科大学院の場合、特に大きな改善を要する点はなくなっているのも、その意味では評価は無駄だとも言えなくもないが、これも積年の評価があることの蓄積による改善効果であることを思えば、評価されてしかるべきである。但し、教員の授業スタイルなどは、ベテラン教員で固めれば固めるほど、かえって改善は難しいものであり、少ない授業時間数で難しい内容を教育する法科大学院について、たとえ問題があっても、評価が形式的基準にならざるをえないこともあつてか、指摘は難しくなっていると感じた。
- ・ 評価作業は、受けるほうも真剣である以上、こちらとしてもこれに見合った労力を費やすことは当然である。機構の評価作業は、何れの委員もこのような考え方で対応してくれてる。
- ・ 総体として相当の労力が費やされていることを改めて認識しました。その努力に見合う価値のあ

る内容の作業がされており、その結果としての評価報告が、対象法科大学院のみならず、他の法科大学院においてもよく理解され、今後の教育活動等に活かされて、法科大学院制度の基盤が強化され、より優れた制度になっていくことを期待したいと思います。

（４）評価作業にかかった時間数について

○ 評価作業にかかった時間数についての意見、感想等

- ・ 毎年感じるのですが、評価作業は自己評価書の記載と添付資料との細部にわたる照合など非常に神経を使う仕事になっています。
- ・ 昨年と比べて主査の負荷が高くなり、その分委員の負荷は下がったように思う。
- ・ 通算した上記の数字が正確かわかりませんが、直感的には上記の程度です。

ただし、一度にまとめて要する時間ではなく、調査の進展に応じて徐々に要した時間と言うことなので、さほどの負担感はなかったかと思います。

- ・ このような質問があることを予想していなかったので、要した時間の記録はしていませんので、不明としか言えません。

初めての評価だったので、最初の自己評価書の書面調査には時間を要したと思いますが、その後は、さほどの時間は要していないと思います。

また、思いを込めて設立・運営されている法科大学院の評価をする以上、慎重に評価する必要があると思いますので、一定の負担は当然と思っています。

- ・ 昨年までに比べて時間数は減った。
- ・ 評価の重大性を考えると、この程度はやむを得ない。書類が相当に溢れかえったのは、やむを得ないと感じつつも疲労した。この意味でも、法科大学院制度が法学研究の成果を抑止しているという感想はないではない。
- ・ 関係した作業の準備等に相当の時間を要したが、比較的余裕をもったスケジュールが組まれており、適宜適切な資料を準備提供していただいたので、十分対応できたと思います。
- ・ 主査や副主査の方の負荷が相対的に高かったのではないかと、一委員として申し訳なく思っています。

5. 評価部会等の運営について

○ 評価部会等の運営についての意見、感想等

- ・ 網羅的な確認にかなりの時間を費やしており、形骸化しているようにも思われました。むしろ、学校それぞれに特有の問題点を掘り下げた議論をもっとしたかったです。
- ・ 部会の委員数は適当であると考えます。各委員がタイトに評価過程に関わってくれていると思います。
- ・ 各委員において積極的に意見を述べていただき、実りある審議ができたと思います。
- ・ 人数や専門の範囲の割り当てなども適切で、ほとんどの問題で専門知識に欠けることなく対応す

ることができたのではないかと思います。

- ・ 人数をもっと減らせるのではないか。
- ・ 親委員会の構成やメンバーについてはよくわからない。本委員会のメンバーは人数も含めて適切であった。但し、できれば女性を含めることが望ましかった。
- ・ 専門部会の委員の人数の制約上やむを得ないことであるが、専門部会における科目別の調査において、実務家の委員の負担がやや重いように感じた。
- ・ 事務局から必要な資料が適宜提供され、部会長の適切な議事運営等により、十分な意見交換、議論ができ、その役割を果たすことができたと思います。

6. 評価全般について

○ 評価全般（評価に携わっていただいていたことも含め）についての意見、感想等

- ・ 何回目かの認証評価については、労力を削減する方向の検討があつて良いように思います。また、今後学生の新規募集を停止した学校についてどうするかも議論の余地があると思います。
- ・ 各法科大学院の実際の状況は、ホームページやパンフレット等からは判明しない。

したがって、裏づけ資料のある書面調査結果や訪問調査によって当該の法科大学院の教育その他の実態がある程度判明する。

そして、当該法科大学院の抱える問題点は、概ね当該法科大学院の特有の問題というより、自分の法科大学院の抱える問題点やそれに対する改善方策など共通するところが多い。

まさに法科大学院のあるべき姿や、改善の方策等、参考となり勉強になる点が多いと感じた。

- ・ 確かに教育内容や教育方法に関する事項で問題がある大学は、何らかの形で結果、特に司法試験の結果に影響を与える点もないではないが、かといって両者が直接の因果関係を持っているとは言えず、認証評価の最初の頃の議論の際にも問題となったが、司法試験の結果を重視する方向は、認証評価の存在意義を損なうのではないかと危惧している。
- ・ 評価作業に関わることによって、自らの教育・研究を客観的に見ることができるようになっていくと考えます。

他方、評価は受審大学がこれを生かす方向で考えてくれることが必要で、それは、評価結果が組織自体のみならず、各教員にきちんとフィードバックされて生かされることが肝要であり、この点まで見てみたいとも考えます。

- ・ 事務局のみなさんからの適切な支援を得て、効率的かつ公平・公正な評価活動を行うことができました。この場を借りて、お礼を申し上げます。
- ・ 認証評価の重みが、ますます増していると痛感します。

今回は募集停止を公表した対象法科大学院に対して適格認定がされない方向になり、大変残念に思います。公正妥当な結論と信じておりますが、これを一因として、地方の法科大学院が消えていくことには寂しさを覚えます。法科大学院側に意欲も見られるだけに、認証評価が退場へのダメ押しになるような結果は無念でなりません。

- ・ 認証評価が公的支援の見直しに直結するような、検討中のスキームには疑問を覚えます。法科大学院をより良いものへと導くのが認証評価の意義だと考えますが、もし逆に“死刑判決”の効果をもたされるのだとしましたら、それは認証評価にとって望ましくはないと思います。

- ・ 前回と同様に、他大学の優秀な評価担当者及び機構の事務担当者と議論・意見交換の機会を持つことができ、個人的には大変に有益な経験ができたと感じている。

対象法科大学院は地方における法曹養成という点では、十分に評価できる実績をあげており、修了生弁護士からは高い評価を受けているにもかかわらず、現時点での入学者の状況や司法試験の成績から全体としては消極的な評価をせざるをえず、やや心苦しく感じた。

募集停止に関する学長・副学長等の法科大学院設置責任者と大学院教員との間における認識の齟齬があるため、面談に際して、特に大学院の研究科長や教員の本音を聴くことが困難であると感じた。このような状況では、学長・副学長等の大学院の設置者と法科大学院の研究科長や教員とを分離して面談を行うなどの工夫が必要ではないかと感じた。

- ・ 文科省による補助金カットも、基本的に司法試験の合格率を基準としている。自由競争と合格率至上主義を国が後押ししている状況において、認証評価によるコントロールの意義はきわめて薄いものとなっている。

- ・ 調査や評価そのものについては非常に意義があるし、効果的であると感じました。

改善の促進や質の保証の観点で消極的な意見を述べたのは、法科大学院側の態勢に容易に改善し得ない問題があると感じられたからです。募集停止が決まっている中でも、個々の教員等は最後まで熱心に取り組んでいくんだという思いを持っていると理解できましたが、学生数が極端に少ないことや予算や設備などで十分なものが確保できていないと感じられたことから、改善の促進にまでは至らないのではと思いました。

あくまで、本大学院の個別的な問題ですし、大学院が供給過剰である今の時期の特有の問題かと思いますので、調査や評価そのものに問題があるとは感じていません。

法科大学院の具体的な運用や問題点を理解できたことは、司法修習生への修習を行っていく立場としても大変参考になり、貴重な経験ができたと感じています。また、事務担当者の方の細やかな配慮は大変に助けられるものであったので、この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。

- ・ 評価の何が良くて何が良くないのかを体験できた。
- ・ 学内では、法科大学院や法学系の維持発展を唱える立場はページされており、当方も法科大学院長を1年で退任した。こういった状況であるため、本委員会の経験を本学法科大学院の運営等に生かすべく発言してもそれが生かされることはない。そのことを除けば、意義のある活動に参加できたという実感がある。対象法科大学院のカリキュラム等では、憲法関係に特に問題はなく、専門家としてコメントすべき内容はなかった。
- ・ 評価全般を通じて、専門部会に属する豊かな学識と豊富な経験を有する評価担当者や事務局の方々と意見交換をする機会を得ることができ、自分自身の経験として非常に有益であった。
- ・ 評価担当者の考えや思いを、対象法科大学院に適切に伝えることの難しさを感じた。
- ・ 評価担当者の作業を丁寧かつ適切にサポートしていただいたことについて、事務局の方々に改め

て感謝を申し上げたい。

- ・ 評価の仕事は、自らが所属する大学における教育研究にとって、自らをも客観的に見ることができるという意味で、有意義であるように考えられる。
- ・ 評価の実際を改めて経験し、評価委員会の役割が極めて重要であることを再認識しました。評価制度が活かされ、法科大学院の更なる充実、強化に寄与し、法科大学院制度が、制度創設の趣旨・目的に添って着実に発展していくことが強く望まれます。

7. 前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について

① 対象法科大学院の教育研究活動等の質の保証に効果・影響があった点について

- ・ 教員面談を通じて、教員の意識の中に法科大学院の教育に対する積極性がみられるようになってきた印象をもちました。質の保証の表れと考えています。
- ・ 前回の評価の結果を踏まえて、研究科内の組織の整備が行われていた。
- ・ 前回指摘して事項の大半が改善されており、問題点もごく一部に集約されつつある。教育水準を保つべく、研究業績も高い教員を採用し続けようとしており、認証評価制度があることの評価が表れている。他方、教育方法の改善は難しいほか、既修者コースを軸にするカリのしわ寄せが未修者コース1年次科目に表れているように思われるが、この改善は認証評価の役割を超え、合格率などからくる受験生の評価によってなされるものではないかとも感じた。
- ・ 前回の指摘に対応していなかった点もないわけではないが、総じて、前回に指摘を意識した取り組みが行われている印象を持った。

② 対象法科大学院の教育研究活動等の改善の促進に効果・影響があった点について

- ・ 昨今言われる法科大学院に対する批判を払しょくしたいとの教員の意識の変化がみられるように考えます。
- ・ 前回の評価の結果を踏まえて、カリキュラムや個別の教育科目の内容について、重要な改善が行われていた。
- ・ 授業の前倒しなど、初期のルールの誤解が解消されていた。前回・前々回に指摘した事項の大半が改善されており、問題点もごく一部に集約されつつある。
- ・ 教員の厳格な成績評価につき一応のアウトラインがきちんと形成された。しかし、成績評価の内容については、なお、教員間にばらつきが払拭されておらず、特に、期末試験以外の日常点、小テスト、レポートなどの成績評価に占める割合が高いとともに、教員によってその割合にばらつきがみられるのは、失望した。

③ 対象法科大学院の教育研究活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった点について

- ・ ある程度は得られているように考えますが、各大学がこれをどのように対外的に発信するか(社会の理解をどのように得ようとしているか)にかかっているように思います。

- ・ 本来ならば、対象となったL Sは存続すべきであると印象を強く持ったし、県民もそう思ったのではないか。
- ・ 認証評価と関係なく、対象法科大学院は一定の評価を得てきた。しかし、未修者コース修了生の合格率が急激に悪化するなど、必ずしも盤石なものでもないと推知する。この時期に認証評価で適合となり、評価をよく読めばそのレベルも高い(少なくとも欠点は少ない)ことが示せれば、受験生等の安心を呼ぶことになろう。
- ・ 特に学生募集の方式を工夫しようとする意欲が改善により見てとれた。
- ・ 調査対象法科大学院の入学志望者、入学者の質にその効果が現れているのではないかと考えられました。

平成 2 7 年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

貴法科大学院名 _____

今回、当機構の評価を受けられて、どのように感じられたか、以下の 1～11 の項目について、それぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

回答様式には、選択式のものと記述式のものがあります。選択式の回答については、該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。なお、質問事項に該当する事例がなかった場合等、回答できない場合については、回答欄に「－」とご記入ください（下記参照）。また、記述式の回答について、枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見・ご感想がない場合には空欄のままで結構です。

いただいた回答は、選択式のものについては、原則として統計的に処理した上で、また、記述式のものについては、法科大学院名を伏せた上で、公表することといたします。

【回答例】

		強く そう思う ← 言えない → 全くそう 思わない					
		(5)		(3)		(1)	
回答例①	は、適切であった -----	5	4	3	2	1	3
回答例②	は、適切であった -----	5	4	③	2	1	

(回答できない場合)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1. 基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われましたか。評価の目的である教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった -----	5	4	3	2	1	
	ある		ない			
⑤ 自己評価しにくい基準又は解釈指針があった -----	2		1			

→※⑤について、2 とご回答いただいた場合、どの基準又は解釈指針が自己評価しにくかったかを理由も含めて具体的にご記入ください。

--

	ある	ない	
⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった -----	2	1	

→※⑥について、2 とご回答いただいた場合、重複していると思われる基準又は解釈指針について理由も含めて具体的にご記入ください。

--

・基準及び解釈指針についてご意見、ご感想等をご記入ください。

2. 評価の方法及び内容について

評価の方法及び内容について、(1) 自己評価、(2) 訪問調査等、(3) 意見の申立ての3項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 自己評価について

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)	
① 基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた -----	5	4	3	2 1
② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた -----	5	4	3	2 1
	迷った		迷っていない	
③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った -----	2		1	

→※③について、2とご回答いただいた場合、どのような点で迷ったのかをご記入ください。

④ 貴法科大学院の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書を作成することができた -----	5	4	3	2	1	
⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった -----	5	4	3	2	1	
⑥ 自己評価書には文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった -----	5	4	3	2	1	

→※⑥について、2又は1とご回答いただいた場合、どのくらいの文字数であればよいと思うかをご記入ください。

	参考にした	参考にしなかった	
⑦ 自己評価書の作成に当たって、既に機構の認証評価を受けた他法科大学院の自己評価書を参考にした -----	2	1	

- ・ 自己評価についてご意見、ご感想等をご記入ください。

(2) 訪問調査等について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

- ② 訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

- ③ 訪問調査時に機構の評価担当者（事務担当者を除く。以下同様。）が質問した内容は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

- ④ 訪問調査の実施内容として、法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談を設けたことは適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※④について、2又は1とご回答いただいた場合、どの実施内容を設けたことがどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

--

- ⑤ 訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）の方法は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑤について、2又は1とご回答いただいた場合、どの実施内容の方法がどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

--

- ⑥ 訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）に係る時間配分は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑥について、2又は1とご回答いただいた場合、どの実施内容の時間配分がどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

--

- ⑦ 訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

- ⑧ 訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑧について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような人数や構成が適切であると思うかをご記入ください。

--

- ⑨ 訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・訪問調査等についてご意見、ご感想等をご記入ください。

(3) 意見の申立てについて

強く どちらとも 全くそう
そう思う ← 言えない → 思わない
(5) (3) (1)

- ① 意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

- ② 「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載すること
は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

以下は、意見の申立てを行った法科大学院のみお答えください。

- ③ 貴法科大学院からの意見の申立てに対する機構の対応は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

3. 評価の作業量、スケジュール等について

評価の作業に関して、(1) 評価に費やした作業量、(2) 機構が設定した作業期間、(3) 評価作業に費やした労力、(4) 評価のスケジュールの4項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 評価に費やした作業量について

		＜作業量＞				
		とても 大きい (5)	← 適当 (3)	→ 小さい (1)		
①	自己評価書の作成 -----	5	4	3	2	1
②	訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応 -----	5	4	3	2	1
③	訪問調査のための事前準備 -----	5	4	3	2	1
④	訪問調査当日の対応 -----	5	4	3	2	1
⑤	意見の申立て -----	5	4	3	2	1

・評価に費やした作業量についてご意見、ご感想等をご記入ください。

①～⑤について、5とご回答いただいた場合、具体的にどのような作業において作業量が大きかったかをご記入ください。

(2) 機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

		＜作業期間＞					
		とても 長い (5)	← 適当 (3)	→ 短い (1)			
①	訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応 -----	5	4	3	2	1	
②	訪問調査のための事前準備 -----	5	4	3	2	1	
③	訪問調査当日の対応 -----	5	4	3	2	1	
④	意見の申立て -----	5	4	3	2	1	

・ 機構が設定した作業期間についてご意見、ご感想等をご記入ください。

(3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の改善を進めるとい
 う目的に見合うものであった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

③ 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理
 解と支持を得るといふ目的に見合うものであった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・評価作業に費やした労力についてご意見、ご感想等をご記入ください。

--

(4) 評価のスケジュールについて

- ① 自己評価書の提出時期（6月末）は適当であった
 （適当でないと回答された場合、どの時期が適当か自由記述欄にお書きください。） ---
- ② 訪問調査の実施時期（10月下旬～12月上旬）は適当であった
 （適当でないと回答された場合、どの時期が適当か自由記述欄にお書きください。） ----

適当	適当でない	
2	1	
2	1	

・評価のスケジュールについてご意見、ご感想等をご記入ください。

4. 説明会・研修会等について

認証評価に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会、その他機構が実施する各種説明等について以下の質問にお答えください。(⑧について、訪問説明を受けなかった対象法科大学院は回答欄に「－」をご記入ください。)

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)		
① 説明会の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1	
② 説明会の内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1	
③ 説明会の内容は役立った -----	5	4	3	2 1	
④ 自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1	
⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1	
⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った -----	5	4	3	2 1	
⑦ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った -----	5	4	3	2 1	
⑧ 機構が行った訪問説明は役立った -----	5	4	3	2 1	
⑨ 説明会、研修会等における機構の事務担当者の対応（質問等に対する対応） は適切であった -----	5	4	3	2 1	

・説明会・研修会等についてご意見、ご感想等をご記入ください。

5. 評価結果（評価報告書）について

評価結果（評価報告書）について、（１）評価報告書の内容等、（２）自己評価書及び評価報告書の公表、（３）評価結果に関するマスメディア等の報道の３項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（１）評価報告書の内容等について

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)	
① 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証をするために十分なものであった -----	5	4	3	2 1
② 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善に役立つものであった -----	5	4	3	2 1
③ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった -----	5	4	3	2 1
④ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の目的に照らし適切なものであった ----	5	4	3	2 1
⑤ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の実態に即したものであった -----	5	4	3	2 1
⑥ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の規模等（資源・制度等）を考慮したものであった -----	5	4	3	2 1
⑦ 評価報告書の内容から、教育活動等に関して新たな視点が得られた -----	5	4	3	2 1
⑧ 評価報告書の構成及び内容はわかりやすいものであった -----	5	4	3	2 1

→※⑧について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点がわかりにくかったかをご記入ください。

⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった -----	5	4	3	2	1	
----------------------------------	---	---	---	---	---	--

(2) 自己評価書及び評価報告書の公表について

① 今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイト等で公表している--

している	していない	
2	1	

② 評価報告書をウェブサイト等で公表している -----

2	1	
---	---	--

(3) 評価結果に関するマスメディア等の報道について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・評価結果（評価報告書）についてご意見、ご感想等をご記入ください。

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

評価を受けたことによる効果・影響について、自己評価実施時点での効果・影響と機構の評価結果を受けての効果・影響とに分けて質問しますので、それぞれお答えください。(具体の活用例、改善例については、別途「7. 評価結果の活用」で質問します。)

(1) 自己評価を行ったことによる効果・影響について

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)	
① 貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができた -----	5	4	3	2 1
② 貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができた -----	5	4	3	2 1
③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した -----	5	4	3	2 1
④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した -----	5	4	3	2 1
⑤ 貴法科大学院の教育活動等の改善を促進した -----	5	4	3	2 1
⑥ 貴法科大学院の将来計画の策定に役立った -----	5	4	3	2 1
⑦ 貴法科大学院のマネジメントの改善を促進した -----	5	4	3	2 1
⑧ 貴法科大学院の個性的な取組を促進した -----	5	4	3	2 1
⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した -----	5	4	3	2 1
⑩ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した -----	5	4	3	2 1

・自己評価を行ったことによる効果・影響に関連して、ご意見、ご感想等がありましたらご記入ください。

(2) 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響について

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)	
① 貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができる -----	5	4	3	2 1
② 貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができる -----	5	4	3	2 1
③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する -----	5	4	3	2 1
④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する -----	5	4	3	2 1
⑤ 貴法科大学院の教育活動等の改善を促進する -----	5	4	3	2 1
⑥ 貴法科大学院の将来計画の策定に役立つ -----	5	4	3	2 1
⑦ 貴法科大学院のマネジメントの改善を促進する -----	5	4	3	2 1
⑧ 貴法科大学院の個性的な取組を促進する -----	5	4	3	2 1
⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する -----	5	4	3	2 1
⑩ 教職員に評価結果の内容が浸透する -----	5	4	3	2 1
⑪ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する -----	5	4	3	2 1
⑫ 貴法科大学院の教育活動等の質が保証される -----	5	4	3	2 1
⑬ 学生（今後入学する者を含む）の理解と支持が得られる -----	5	4	3	2 1
⑭ 広く社会の理解と支持が得られる -----	5	4	3	2 1
⑮ 他法科大学院の評価結果から優れた取組を参考にする -----	5	4	3	2 1

・機構の評価結果を受けたことによる効果・影響に関連して、ご意見、ご感想等がありましたらご記入ください。

7. 評価結果の活用について

- ① 今回の評価（機構の評価結果だけでなく、貴法科大学院における自己評価及びその後の評価の過程で得られた知見を含む。）を契機として、課題として認識し、何らかの変更・改善を予定している事項（または実施済みの事項）がありましたら、その主要な事項について、簡潔にご記述ください。

また、その変更・改善の際に、今回の評価はどの程度参考になったかを5段階でお答えください。

注：本質問は、機構の評価がどの程度対象校の改善に活用されているかを把握することにより、評価方法の改善を図ろうとするものです。貴法科大学院の変更・改善の取組状況自体を評価することを目的とするものではありません。

非常に参考になった ← 参考に ← あまり参考に
(5) (3) (1)

課題	(記入例) 【基準5－1－1】FDが不十分である。	5	4	3	2	1	
変更・改善	授業アンケートの分析・活用等の具体的方策の検討を開始した。						
課題		5	4	3	2	1	
変更・改善							
課題		5	4	3	2	1	
変更・改善							
課題		5	4	3	2	1	
変更・改善							

※必要に応じて、枠の数を増やしたり、縦幅を大きくしてください。

- ② 貴法科大学院では、今後、次のような事柄に評価結果を用いる予定がありますか。以下の該当する番号に○を付けるか、下の回答欄に番号を記入してください。（複数回答可）

1 貴法科大学院又は貴大学の広報誌に評価結果を掲載する。	2 貴法科大学院又は貴大学のウェブサイトで評価結果を公表する。
3 資金獲得のための申請書に記載する。	4 学生募集の際に用いる。
5 その他（具体的に） 	

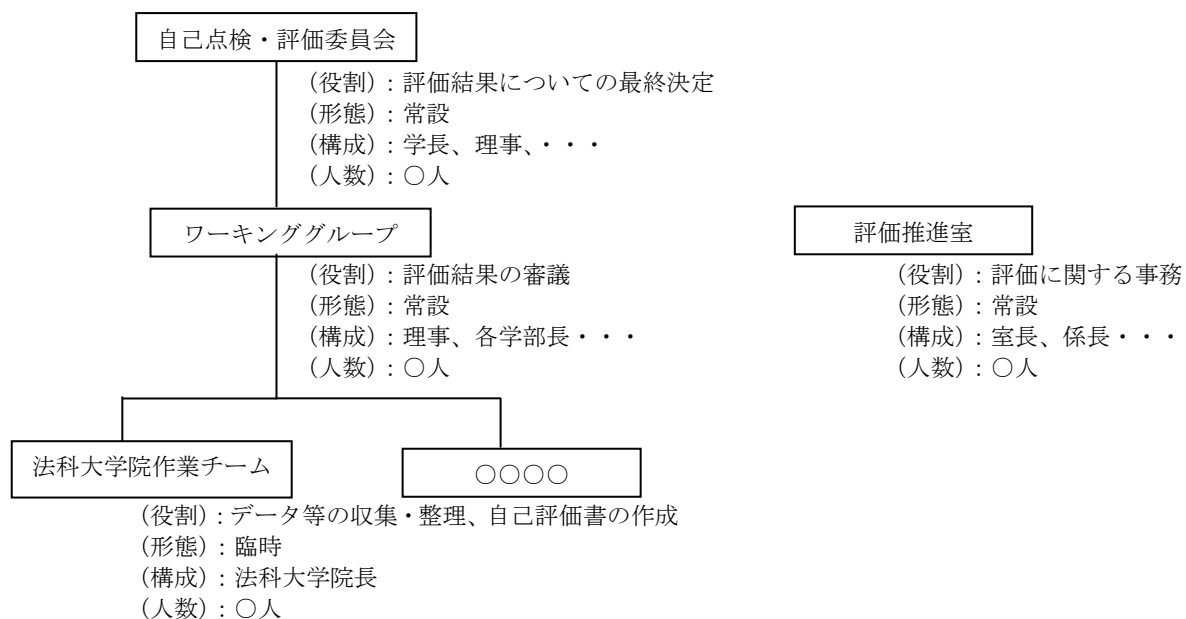
回答欄

8. 評価の実施体制について

貴法科大学院に係る評価の実施体制についてお教えてください。今後の当機構の評価を、より効果的なものとするために参考とさせていただきます。

・評価（自己点検・評価、認証評価等）を行うための実施体制について、その組織名称、役割、設置形態（常設・臨時）、人数構成等をお教えてください。「例」を適宜参考にし、わかりやすくご記入ください。（以下の「例」は削除して結構です。）既存の資料がありましたら、それを添付していただいて結構です。

（記入例）



他に具体的な説明等がありましたら以下にご記入ください。

・評価の実施体制について、貴法科大学院が行っている方策・工夫等がありましたらお教えてください。また、その方策・工夫等について良かった点、悪かった点等、その他ご感想についても併せてお教えてください。

9. 前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について

前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について、評価の目的である、教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、以下の質問にお答えください。

※前回の認証評価を他機関にて受けた対象法科大学院もご回答ください。

強く
そう思う ← 言えない → 全くそう
思わない
(5) (3) (1)

- ① 前回の認証評価を受けたことにより、貴法科大学院の教育活動等の質の保証に効果・影響があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、5又は4とご回答いただいた場合、質の保証に関してどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

--

- ② 前回の認証評価を受けたことにより、貴法科大学院の教育活動等の改善の促進に効果・影響があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、5又は4とご回答いただいた場合、改善の促進に関してどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

--

- ③ 前回の認証評価を受けたことにより、貴法科大学院の教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、5又は4とご回答いただいた場合、社会からの理解と支持に関してどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

--

10. 前回と比較した当機構の認証評価プロセスについて

前回の認証評価を受けた時と比較して、当機構の認証評価プロセスが改善されたかどうかについて、以下の質問に可能な範囲でお答えください。また、前回他機関で認証評価を受けた対象法科大学院は、当機構の認証評価プロセスが他機関と比較してどうであったかについて、可能な範囲でお答えください。

	非常に良く なっている (5)	どちらとも 言えない (3)	非常に悪く なっている (1)			
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、認証評価の目的を達成するためにより適切なものとなった -----	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針に基づき、より適切な自己評価書を作成できるようになった -----	5	4	3	2	1	
③ 訪問調査は、より適切な実施内容・実施体制で行われるようになった -----	5	4	3	2	1	
④ 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間は、より適当なものとなった -----	5	4	3	2	1	
⑤ 評価作業に費やした労力は、認証評価の目的により見合うものとなった ----	5	4	3	2	1	
⑥ 説明会・研修会等は、より理解しやすいもの、役立つものとなった -----	5	4	3	2	1	
⑦ 評価報告書の内容等は、認証評価の目的により見合うものとなった -----	5	4	3	2	1	
⑧ 貴法科大学院が自己評価書及び評価報告書を積極的に公表するようになった	5	4	3	2	1	
⑨ 評価結果に関するマスメディア等の報道は、より適切なものとなった -----	5	4	3	2	1	
⑩ 自己評価を行ったことによる効果・影響は、より大きなものとなった -----	5	4	3	2	1	
⑪ 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響は、より大きなものとなった	5	4	3	2	1	

- ・ 前頁の項目以外で良くなっていると思う事項がありましたら、ご記入ください。

- ・ 前頁の項目以外で悪くなっていると思う事項がありましたら、ご記入ください。

11. その他

・認証評価機関として当機構をお選びいただいた理由や、実際に評価を受けて期待どおりであったかについてご記入ください。

・その他、当機構の行う評価についてご意見等がありましたら、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

平成27年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

ご氏名

今回、当機構の評価に携わっていただき、どのように感じられたか、以下の1～7の項目について、それぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

回答様式には、選択式のものと記述式のものがあります。選択式の回答については、該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。なお、質問事項に該当する事例がなかった場合等、回答できない場合については、回答欄に「－」とご記入ください（下記参照）。また、記述式の回答について、枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見・ご感想がない場合には空欄のままで結構です。

いただいた回答は、選択式のものについては、原則として統計的に処理した上で、また記述式のものについては、ご氏名を伏せた上で、公表することといたします。

【回答例】

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)	
回答例① は、適切であった -----	5	4	3	2 1 3
回答例② は、適切であった -----	5	4	③	2 1

(回答できない場合)

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)	
. は、適切であった -----	5	4	3	2 1 -

1. 基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われましたか。評価の目的である教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった -----	5	4	3	2	1	
	ある		ない			
⑤ 評価しにくい基準又は解釈指針があった -----	2		1			

→※⑤について、2 とご回答いただいた場合、どの基準又は解釈指針が評価しにくかったかを理由も含めて具体的にご記入ください。

--

	ある	ない	
⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった -----	2	1	

→※⑥について、2 とご回答いただいた場合、重複していると思われる基準又は解釈指針について理由も含めて具体的にご記入ください。

--

・基準及び解釈指針についてご意見、ご感想等をご記入ください。

2. 評価の方法及び内容・結果について

評価の方法及び内容・結果について（１）自己評価書、（２）書面調査、（３）訪問調査、（４）評価結果の４項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（１）自己評価書について

強く どちらとも 全くそう
思う ← 言えない → 思わない
(5) (3) (1)

① 対象法科大学院の自己評価書は理解しやすかった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような点が理解しにくかったかをご記入ください。

--

② 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような根拠資料が引用・添付されていなかったかをご記入ください。

--

・自己評価書の様式についてご意見、ご感想等をご記入ください（特に対象法科大学院に事前に伝えたい点、様式上の事項として不足のあった点等があればお聞かせください）。

--

(2) 書面調査について

強く どちらとも 全くそう
そう思う ← 言えない → 思わない
(5) (3) (1)

- ① 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が記入しにくかったかをご記入ください。

--

- ② 書面調査を行うために、対象法科大学院の提出物以外の参考となる情報（客観的データ等）があればよかった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、5又は4とご回答いただいた場合、どのような情報（客観的データ等）があればよかったかをご記入ください。

--

・書面調査についてご意見、ご感想等をご記入ください。

--

(3) 訪問調査について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 「訪問調査時の確認事項」に対する対象法科大学院の回答内容は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

- ② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が確認できなかったかをご記入ください。

--

- ③ 訪問調査の実施内容として、法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談を設けたことは適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、2又は1とご回答いただいた場合、どの実施内容を設けたことがどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

--

- ④ 訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）の方法は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※④について、2又は1とご回答いただいた場合、どの実施内容の方法がどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

--

- ⑤ 訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）に係る時間配分は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑤について、2又は1とご回答いただいた場合、どの実施内容の時間配分がどういう理由で適切で無かったかをご記入ください。

--

- ⑥ 訪問調査では、対象法科大学院と、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

- ⑦ 訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の人数や構成は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑦について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような人数や構成が適切であるかをご記入ください。

--

- ⑧ 訪問調査における機構の事務担当者の対応は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・訪問調査についてご意見、ご感想等をご記入ください。

--

(4) 評価結果について

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)	
① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された ----	5	4	3	2 1
② 第1章から第11章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった -----	5	4	3	2 1
③ 評価結果全体としての分量は適切であった -----	5	4	3	2 1
④ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象法科大学院の「主な優れた点」等を記述するという形式は適切であった -----	5	4	3	2 1

・評価結果についてご意見、ご感想等をご記入ください。

3. 研修について

機構が実施する研修について以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)		
① 研修の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1	
② 研修の説明内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1	
③ 研修の内容は役立った -----	5	4	3	2 1	
④ 書面調査のシミュレーションは役立った -----	5	4	3	2 1	
⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった -----	5	4	3	2 1	

・ 研修についてご意見、ご感想等をご記入ください。

4. 評価の作業量、スケジュール等について

評価の作業に関して、(1) 評価に費やした作業量、(2) 機構が設定した作業期間、(3) 評価作業に費やした労力、(4) 評価作業にかかった時間数の4項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 評価に費やした作業量について

		＜作業量＞				
		とても 大きい (5)	← 適当 (3)	→ 小さい (1)		
①	自己評価書の書面調査	5	4	3	2	1
②	訪問調査への参加	5	4	3	2	1
③	評価報告書原案の作成	5	4	3	2	1

・評価に費やした作業量についてご意見、ご感想等をご記入ください。

①～③について、5とご回答いただいた場合、具体的にどのような作業において作業量が大きかったかをご記入ください。

(2) 機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

＜作業期間＞					
とても長い ← 適当 → とても短い					
(5) (3) (1)					
① 自己評価書の書面調査 -----	5	4	3	2	1
② 訪問調査への参加 -----	5	4	3	2	1
③ 評価結果（原案）の作成 -----	5	4	3	2	1

・ 機構が設定した作業期間についてご意見、ご感想等をご記入ください。

(3) 評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の質の保証という
 目的に見合うものであった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進する
 という目的に見合うものであった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

③ 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等について社会から
 理解と支持を得るという目的に見合うものであった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・評価作業に費やした労力についてご意見、ご感想等をご記入ください。

(4) 評価作業にかかった時間数について

評価作業にかかったのべ時間数（部会、訪問調査への出席を除く）について、以下の項目ごとに最も近い時間数に該当する番号を選択してください。

※1校あたりではなく、全体でかかった時間をご回答ください。

	～30 時間	30-50 時間	50-70 時間	70-100 時間	100 時間～	
① 書面調査	5	4	3	2	1	
	～5 時間	5-10 時間	10-20 時間	20-30 時間	30 時間～	
② 訪問調査の準備	5	4	3	2	1	
	～5 時間	5-10 時間	10-20 時間	20-30 時間	30 時間～	
③ 評価結果報告書の原案作成	5	4	3	2	1	

・評価作業にかかった時間数についてご意見、ご感想等をご記入ください。

5. 評価部会等の運営について

評価部会、専門部会の人数や構成、運営について以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった -----	5	4	3	2	1	
② 部会運営は円滑であった -----	5	4	3	2	1	

・評価部会等の運営についてご意見、ご感想等をご記入ください。

6. 評価全般について

評価を行ったことによる効果・影響等、評価全般について以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも ←言えない (3)	全くそう →思わない (1)		
① 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の質が保証されると思う -	5	4	3	2 1	
② 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の改善が促進されると思う -----	5	4	3	2 1	
③ 今回の評価によって社会の理解と支持が支援・促進されると思う -----	5	4	3	2 1	
④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた -----	5	4	3	2 1	
⑤ 今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	5	4	3	2 1	
⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった -----	5	4	3	2 1	

・評価全般（評価に携わっていただいて感じたことも含め）についてご意見、ご感想等をご記入ください。

7. 前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について

前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について、評価の目的である、教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、以下の質問に可能な範囲でお答えください。

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等の質の保証に効果・影響があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、5又は4とご回答いただいた場合、質の保証にどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

--

- ② 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等の改善の促進に効果・影響があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、5又は4とご回答いただいた場合、改善の促進にどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

--

- ③ 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、5又は4とご回答いただいた場合、社会からの理解と支持に関してどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

--

ご協力ありがとうございました。